

政経研究

第五十九卷 第一・二号 2022年9月

論 説

一九九〇年代の広島、長崎における
「加害」への問い合わせとジャーナリズム

——平岡敬、本島等の「反核・平和」思想を中心に——

……米倉 律

米国議会における医療保障政策をめぐる調整言説の系譜 ……福森憲一郎

翻訳 著者不詳「ヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルス」……川又祐

日本大学法学会

政経研究 第五十八卷第一号 目次

論 説

歐州人民党とフィデス
——ハンガリー権威主義政党の処分と脱退—— 山本直

啓蒙の世紀とアダム・スミス 山口正春

資 料

ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿 吉川又
——第14章と第15章（翻刻）—— 荒井祐
トマス・ロックリー 介篠祐

論 説

政策立案におけるPublic Relations の役割 岩井義和

雑 報

市町村の社会復帰促進センター誘致を促す要因 斎藤英明
五輪開催期間における日本のニュース番組の報道傾向
——北京五輪・ロンドン五輪・リオ五輪報道の比較から—— 中正樹

政経研究 第五十八卷第三・四号 目次

論 説

外國為替取引における米ドル決済リスク
——クロスギーダー取引における決済費に米ドルを換するリスクとは—— 横溝えりか

一九九〇年代の広島、長崎における

「加害」への問いとジャーナリズム

——平岡敬、本島等の「反核・平和」思想を中心にして——

米倉律

1. 問題の所在

本稿の目的は、一九九〇年代の同時期に広島、長崎の市長を務めた平岡敬、本島等の思想と行動の歴史的意義について、広島・長崎における反戦・平和思想および戦後日本の「八月ジャーナリズム」の展開との関係において検討し、明らかにすることである。平岡敬は、一九九一年から九年までの二期八年、広島市長を務めた。本島等は、一九七九年から一九九五年まで四期六年間に渡って長崎市長を務めた。二人は、その出自や政治的立場は大きく異

なるが、ともにそれまでの戦後日本の「原爆観」を批判し、新しい「反核・平和思想」を提唱していった点において共通する部分も少なくない。また彼らの思想と行動は、新聞やテレビの「八月ジャーナリズム」とも様々な形で共鳴し合うものであつた。

日本では、毎年八月になると広島・長崎の「原爆の日」（八月六日・九日）や「終戦記念日」（八月十五日）を中心に、新聞やテレビで戦争関連の特集企画や番組が集中的に掲載されたり、放送されたりすることが慣例化し「八月ジャーナリズム」と呼ばれている。^① 「八月ジャーナリズム」については、そのテーマ・内容が、原爆投下、空襲、疎開、引き揚げ、食糧難など、戦争中の終戦時に日本・日本人が経験した「被害」や「犠牲」の経験に偏る傾向があることが指摘されてきた。^② なかでも原爆投下は最も主要なテーマであり、これまでに膨大な数の記事や番組が、原爆投下による被害の実相や生き残った被爆者の苦難の日々等を伝え続けてきた。「八月ジャーナリズム」のこうした傾向に象徴されるように、広島・長崎の原爆投下は、「被害」「犠牲」の側面に偏ってきた戦後日本の「戦争記憶」のなかでも特に大きな位置を占めてきた。

しかし、一九八〇年代から九〇年代にかけて、原爆についての「語り」や「原爆観」には大きな変化が生じた。被爆を一方的な「被害」「犠牲」の経験としてだけでなく、日本のアジア侵略・植民地支配、徴用工、「従軍慰安婦」などの「加害」を含む戦争全体の歴史的コンテクストのなかに位置づけて捉え直す動きが活発化したのである。その中心にいたのが、平岡敬、本島等という広島、長崎の二人の市長であつた。日本では、八〇年代から九〇年代にかけて、とりわけ「戦後五〇年」の節目を迎えた一九九五年前後を中心に、「戦争責任」や「戦後補償」の問題、そして「歴史認識」のあり方が様々な形で問い合わせられた。^③ 平岡や本島らによる「原爆観」の捉え直しも、戦争や歴史認識をめぐ

る「言説布置の変容」と呼ぶべき大きな変化のなかで生じたものと考えられる。

この「言説布置の変容」については、八〇年代以降の歴史教科書問題、政治家の靖国神社参拝問題に対するアジア諸国からの批判や、九〇年代以降の元徴用工や元「従軍慰安婦」による一連の訴訟といった、当時の国際関係や政治状況との関連を中心に、すでに多くの先行研究がある⁽⁴⁾。しかし当時の「原爆観」の捉え直しの詳細や、その変化にとつての平岡や本島の思想と行動の歴史的意義については、これまで十分に光が当てられてこなかった。また一人は、共にメディアを通じた情報発信にも積極的であつたため、当時の「八月ジャーナリズム」とも深い関係を有するが、そうした視点から彼らの思想と行動の意味を検討した研究もこれまで行われていない。以下では、はじめに一人の思想と行動を平岡敬、本島等の順に取り上げ、検討する（二節、三節）。そして、二人に代表される一九九〇年代の「反核・平思想」の歴史的意義を明らかにしつつ、それらと「八月ジャーナリズム」との関係性について、当時の時代状況とあわせて検討する（四節）。

2. 「ヒロシマの思想」の強勒化.. 平岡敬・広島市長

(1) 「ヒロシマの思想」の「ひ弱さ」

一九九一年一月、市長選挙で当選した平岡敬は、第三一代広島市長となつた。この年の八月六日の原爆死没者慰靈式・平和祈念式典で、平岡は市長として初めて読み上げる「平和宣言」に次のような一節を盛り込んだ。

日本はかつての植民地支配や戦争で、アジア・太平洋地域の人びとに、大きな苦しみと悲しみを与えた。私た

ちは、そのことを申し訳なく思う。ことしは、太平洋戦争が始まつて50年に当たる。私たちは、真珠湾攻撃から広島・長崎への原爆投下に至る、この戦争の惨禍を記憶し続けながら、世界の平和をあらためて考えたい。⁽⁵⁾

すでに長崎では、本島等・長崎市長が一九七八年の「平和宣言」から「加害」に触れ始めていたが（三節参照）、広島市長が「平和宣言」において「加害」に言及したのはこれが初めてのことであり、マスコミも大きく報道するなど注目を集めた。背景には、先にも触れた、日本とアジア諸国の関係を含めた当時の政治・社会状況が深く関わっている。しかし、それと同時に、平岡による「加害」への言及は、「ヒロシマの思想」に対して平岡自身が長年抱いてきた問題意識に基づくものでもあった。

平岡は、従来からの「ヒロシマの思想」には「ひ弱さ」があるという問題意識を持つていた。そして、それゆえに「ヒロシマの思想」が世界の国々に届かないと考えていた。平岡は「ひ弱さ」について、次のように書いている。

被爆体験に根ざす広島の平和の訴えは、国際政治の力学に必ずしも大きな影響を持たなかつたし、アフリカでのむごたらしい殺戮や東ヨーロッパの激しい民族抗争、さらには狂信的なテロリストたちに対しても強い説得力を持たなかつた。（中略）世界各地で起こつてゐる悲惨な現実に、有効に対応できないへヒロシマの思想▽とはいつたい何なのか。広島の平和思想が普遍性を獲得し、力を持つためには、もつと鍛え上げられなければならぬのではないか。⁽⁶⁾

平岡のみるところ、この「ひ弱さ」の最大の要因は、「ヒロシマの思想」が専ら「被害の経験」にのみ立脚していることについた。平岡は、広島の原爆は、何の理由も脈絡もなく、ある日突然投下されたものなのではなく、日本のアジア諸国の植民地支配や侵略行為などを含めた戦争のある種の帰結だつたと考えていた。従つて、そうした「戦争の歴史のなかに広島への原爆投下を位置づける作業」を怠つたまま、いくら広島から核兵器廃絶や戦争の悲惨さを訴えても、その声は説得力を持ち得ない⁽⁷⁾。

「戦後五〇年」の節目を迎えるなかで起きた有名な「原爆論争」をめぐつても、「ヒロシマの思想」はその「ひ弱さ」を露呈することになつた。「原爆論争」は、米スミソニアン航空宇宙博物館が一九九五年春の実施を企画した広島・長崎への原爆投下をテーマにした特別展をめぐるものであつた⁽⁸⁾。特別展の目玉は、広島に原爆を投下したB29爆撃機「エノラ・ゲイ」の機体と、広島・長崎の「被爆資料」であつた。同博物館のM.ハーヴィット館長は、九三年四月に広島市長の平岡敬を訪問し、被爆資料の借用を依頼している⁽⁹⁾。当初、同展示の目的は「見学者に、原爆投下の決定へと至つた政治的、軍事的事情、広島と長崎の人々が体験した苦しみ、一九四五年八月六日と九日の出来事が持つ長期的な意味合いを考えながら、広島と長崎への原爆投下を、慎重に、公平な判断をもつて見直すことを促すことにある」とされていた⁽¹⁰⁾。しかしその後、この特別展は「原爆投下は戦争を早期に集結させるために必要で正当なものだとする見方に疑問を投げかけるものだ」として、米退役軍人協会、マスコミ、政治家らを中心に激しい批判の対象となり、展示内容は次第に修正を余儀なくされていく。平岡はその過程で、アルバート・ゴア上院議長（当時）宛てに次のような抗議の書簡を送つている。

私たち広島市民は、原爆投下を肯定するこのような考え方には強い怒りと悲しみを覚えます。戦後五十年を経て、私たちが為すべきことは、歴史に学ぶ視点を持ち、全人類の共存と繁栄を願い、その実現に向けて努力することです。¹¹⁾

しかし結局、展示内容は大幅に縮小されて陳列品はエノラ・ゲイの機体の一部と、乗員のビデオなどに限られ、原爆投下直後の惨状を伝える被爆資料はいつさい展示されないこととなつた。この一件は、「原爆投下は正当なものだつた」とするアメリカ側の「原爆観」と、「二度と繰り返されではならない惨禍だ」とする日本側のそれとの大きな違いを改めて浮き彫りにした。また同時に、核兵器の残虐性や被爆者の苦しみを伝えることを通じて核廃絶や平和を訴える「ヒロシマの思想」の限界が露呈されることにもなつた。そして日本の「戦争加害」を反省し謝罪することなく原爆投下を一方的な「被害の経験」として訴えても、諸外国には受け入れられないということが様々な形で議論されるようになつた。例えば、九五年八月六日の朝日新聞の社説は次のように書いている。

広島・長崎の悲痛な事実を、忘れてはいけない、と思つている人びとが存在する。一方で、目や耳にしたくない、と思う少なからぬ数の人びとがいる。そして「知らない」人びとが増えつつある。「目や耳にしたくない」派が口にする一つは、原爆は突然落とされたのではない、それ以前の日本の行為が投下につながつた、という主張だ。スマソニアン問題でも、開催反対派の大きな論拠になつた。「ヒロシマ」といえば、「リメンバー・パール・ハーバー」という言葉が投げ返され、捕虜の虐待が指摘され、加害責任を追及される。たしかにこの五十年、

ジャーナリズムも含め日本では、被爆体験は被害体験としてとらえられがちで、それに先立つ歴史と重ね合わせることはまれであつた。忘れてはいけない、という提唱が世界の理解を得るために、あらためて戦争責任の問題を真正面から受け止めなければならない。¹²⁾

一九九一年から二期八年に渡つた平岡の広島市長としての任期は、このように日本の戦争における「加害」と「被害」という問題が先鋭的に問い合わせられた時期にちょうど重なつていたのである。

(2) 「被爆ナショナリズム」の超克

ここで注目したいのは、「ヒロシマの思想」に対する平岡の問題意識が、彼の長年に渡るジャーナリストとしての経験に基づいていた点である。平岡の経歴をここで簡単に記しておきたい。平岡敬は、一九二七年大阪に生まれ、少年時代を広島とソウルで過ごしている。京城中学から京城帝国大学予科（理科乙類）に進学し、四五年八月六日に広島に原爆が投下されたときには学徒動員で興南（現・北朝鮮咸興市）に送られてチッソ（日本窒素肥料）の化学工場で働いていた。¹³⁾ 戦後、早稲田大学第一文学部を卒業し一九五二年に中国新聞に入社、記者としてキャリアを積む。そして、一九七五年から七年間、同社の編集局長を務めたあと、八二年に中国放送（RCC）に移り、八六年からは同社社長も務めた。¹⁴⁾

このように、一九九一年に広島市長となるまで四〇年近くに渡つたジャーナリズムの世界での仕事のなかでも、平岡の原爆に関する問題意識の形成に特に大きな意味を持つたのは韓国人被爆者問題の取材経験であつた。戦時中、日

本には徵用や徵兵によつて多数の朝鮮人がいた。⁽¹⁵⁾ そして広島でも、造船所や軍需工場で多くの朝鮮人が働いていた。原爆投下当時、広島市とその周辺には四～五万人の朝鮮人がいたと推定されている。⁽¹⁶⁾ しかし、彼らの被害の実態や、戦後母国に引き上げた人達の消息などの詳細は、当時殆ど分かつていなかつた。

平岡は、一九六五年の日韓基本条約締結を機に韓国取材に赴き、そのなかで韓国在住の被爆者を取材した。そして帰國後、「隣の国 韓国」という一〇回の連載記事を執筆、その最後の一回（＝「ヒロシマの傷あと」）において、韓国在住被爆者が置かれている厳しい状況と彼らを支援する必要性を訴えた。こうした取材を通じて、平岡は次第に「自分たちを戦争の『被害者』だと位置づけて切り捨ててきた『加害者』としての責任」について考えるようになつていつた。⁽¹⁷⁾ ここで平岡のいう「『加害者』としての責任」とは、朝鮮人被爆者達を日本の植民地支配と原爆の被爆という「二重の被害」の被害者にしてしまつた責任のことである。特に広島は、明治以来の軍都として日本のアジア侵略の拠点であつたと同時に軍需工場などが集積していた地であり、だからこそ原爆の標的になつたという側面があつた。平岡は、こうした被爆地・広島の「被害」と「加害」の両面性を踏まえた形で「ヒロシマの思想」を更新する必要があるとして、一九六九年に発表した「身近かで遠い被爆者たち——被爆した朝鮮人」という文章のなかで、次のように指摘している。

被爆朝鮮人は日本の植民地支配と原爆被災という二重の被害の体現者であり、病苦・生活苦・差別の三重苦に悩んでいる。彼らの「人間回復」がなされない限り、日本人被爆者の場合と同じように、彼らにとつては戦争は決して終わっていないし、日本の植民地政策も続いているのである。（中略）日本人被爆者が被爆者であると同

時に加害者でもあるという関係を見つめるところから、新しい「ヒロシマの思想」が生み出されるはずである。

日本人が自らの歴史的責任を自覚し、世界に平和を訴えるためには、原爆に倒れた朝鮮人、差別され無視され続けてきた被爆朝鮮人の問題を忘れ去ってはなるまい。¹⁸⁾

このような被爆地広島が持つ「加害性」への洞察は、一九六〇年代当時の「八月ジャーナリズム」においては殆ど見られないものであった。朝鮮人被爆者の問題が「八月ジャーナリズム」で取り上げられるようになるのは一九七〇年代になつてからのことである。そもそも当時の「八月ジャーナリズム」は、日本の戦中の「加害」について殆ど言及していなかつた。例えば、新聞（全国紙）が毎年、「終戦の日」に掲載する「社説」で日本の「加害」に言及したのは、一九七〇年八月一五日の朝日新聞の「社説」が初めてである。¹⁹⁾ この時には、ベトナム戦争を進めるアメリカに日本が協力することに対しても批判的な世論が高まつていたこと、またアジア諸国では経済大国化した日本の経済進出に対するアジアの人びとの警戒感と反発が高まつていたことが背景にあつた。テレビでも、元日本軍在日韓国人傷痍軍人・軍属の戦後補償問題を扱つたドキュメンタリー番組『忘れられた皇軍』（日本テレビ、一九六三年八月一六日）などごく限られた例外を除くと、中国や朝鮮半島に対する日本の戦中の「加害」が、少数ながらテーマとして扱われるようになつたのは一九七〇年代以降のことである。²⁰⁾ そして新聞でもテレビでも「加害」の問題を本格的に扱うようになるのは、歴史教科書問題や政治家の靖国参拝問題などに対してアジア諸国からの批判が高まり、歴史認識問題が活発に議論されるようになった八〇年代に入つてからである。その意味で、平岡の議論は、先駆的なものであつた。

平岡の議論はまた、戦後日本で展開されてきた「反核・平和運動」の特徴である「被爆ナショナリズム」を批判的



『忘れられた皇軍』（日本テレビ、1963年8月16日放送）

に相対化するものでもあった。「被爆ナショナリズム」とは、日本は「唯一の戦争被爆国」であり、だからこそ日本（民族）には被爆の脅威を世界に発信し、平和建設を訴えていく資格と使命があるとする、ある種の「特権意識」に立った考え方を指す。²¹⁾「被爆ナショナリズム」は、終戦後の早い段階から現在にいたるまで新聞・テレビの「八月ジャーナリズム」の基調となってきた。そして、広島における「人間の悲惨」から「人間全体の恢復」を「日本人の役割」として主張した大江健三郎の『ヒロシマ・ノート』や、原爆の日の記念式典における広島・長崎市長による「平和宣言」や歴代の首相式辞など、文化人・知識人から政治家にいたる様々な立場の言説に広く見出されるものもある。²²⁾この「被爆ナショナリズム」においては、広島や長崎で被爆した外国人（朝鮮人や中国人など）被爆者の存在が無視されがちである。そして多くの場合、彼らがなぜ広島や長崎で被爆することになったのかという戦争全体のコンテクストに対する理解や想像力が欠けている。平岡は、こうした「被爆ナショナリズム」の限界を克服し、「ヒロシマの思想」をより開かれた普遍的な「反核・平和」思想へと昇華させる必要があると考えていた。

広島市長となつた平岡が特に意識したのは、広島とアジアとの関係性の構築であつた。九一年に平岡が市長となつたとき、その三年後の九四年には広島でアジア大会が開催されることが決まつていた。平岡によれば、アジア大会の



大江健三郎
『ヒロシマ・ノート』
(岩波書店、1965年)

しての意図が込められていた。²³

「戦後五〇年」の節目にあたつた一九九五年の八月六日、広島の平和記念式典には、村山富市首相、土井たか子衆議院議長、斎藤十郎参議院議長、草場良八最高裁長官が出席した。三権の長が全員参加したのは史上初のことだつた。この式典で平岡が読み上げた「平和宣言」は、ジャーナリスト時代から長年培ってきた平岡自身による「ヒロシマの思想」が凝縮的な形で表現されたものであつた。「宣言」は次のように結ばれている。

第二次世界大戦終結五十年を迎えるにあたつて、共通の歴史認識を持つために、被害と加害の両面から戦争を直視しなければならない。すべての戦争犠牲者への思いを心に深く刻みつつ、私たちは、かつて日本が植民地支配や戦争によつて、多くの人びとに耐えがたい苦痛を与えたことについて謝りたい。記憶は過去と未来の接点である。歴史の教訓を謙虚に学び、次代を担う若い世代に原爆や戦争の悲惨さを語り継いでいくとともに、平和の

基礎となる人間教育に力を傾けたい。生命と人権が何よりも大切にされる社会にこそ、若い世代は限りない希望を抱くであろう。被爆五十周年の平和記念式典にあたり、核兵器の廃絶と平和な世界の実現に向けて、今後も努力を続けていく決意をここに表明する。²⁴⁾

(3) ジャーナリズムの課題と役割

平岡は「ヒロシマの思想」にとつてのジャーナリズムの課題と役割についても、自身の経験に基づきながら論じている。平岡は、前述のような「ヒロシマの思想」の「ひ弱さ」を作り出した責任の一端はジャーナリズムにもあると考えていた。戦後日本のジャーナリズムは、広島・長崎の原爆と被爆者について粘り強く報道し続けてきたが、他方で、内容的には「悲惨な現実に目を奪われて、感情的、情緒的な報道が目立つており、戦争全体や歴史への目配りを欠いていた」と平岡は指摘する。「日本は被害者ではなく、加害者だ」とするアジアの人びとの批判の声を正面から受け止めようとせず、また「戦争の歴史のなかに原爆投下を位置づける作業を怠ってきた」ことが、広島の訴えが「世界の人々の共感を得られず、『ヒロシマ』が人類の共通体験とはなりえない」状況を生み出してしまったというのである。²⁵⁾

確かに、原爆については、冒頭でも触れたように、「八月ジャーナリズム」における多くの記事や番組が凄惨を極めた被爆による被害の実相や、生き残った被爆者が辿った苦難の日々に焦点を当ててきた。そして、広島を中心にして「反核・平和」運動と同様、広島が持つ「加害性」を直視し、それを正面から取り上げたり、原爆投下を戦争全体の歴史的コンテクストのなかに位置づけて検証し直したりすることは殆どなかつた。「八月ジャーナリズム」におけ

る原爆は、あくまでも「被害の体験」であり、その意味でそれは内向きに「閉じたジャーナリズム」に終始するものだつたと言える。

平岡は、こうした背景に一種の「思考停止」があつたと指摘する。平岡は、米スミソニアン博物館の特別展をめぐる「原爆論争」は「ヘヒロシマ・ナガサキの心を世界に↙をスローガンに進められてきた平和運動に、気づかぬ内に自己絶対化・独善性がひそんでいたことを教えてくれた」のだとする松元寛の見方²⁶を参照しながら、この「自己絶対化・独善性」が、原爆・平和の問題について「自由闊達に議論できない言論空間を生み出している」と言っている。そして、そのようにして広島を平和運動の「聖地」に祭り上げようとしてしまう思考や運動の弊害について次のように書いている。

長い間、「被爆者の感情」ということばで、言論や表現を封じ込めていることが、現在の広島の思想の貧しさにつながり、思想の貧しさが広島の神聖化を促進するという悪循環に陥っている。この思想の貧困と公論の閉塞は、被爆建物と被爆樹木や折りヅルの永久保存といったフェティシズム的傾向をもたらす。千羽鶴に核兵器を廃絶させる力はない。核兵器反対の意思を表わすために千羽鶴を折る気持ちは尊いが、その思いを行動に結びつけない限り、核兵器はなくならない。つまり行動に結びつかない祈りや願望は、虚空に消えるしかない。原爆ドームにしろ被爆樹木にしろ、それらは私たちの平和への行動の契機とならなければならない存在である。被爆建物保存や千羽鶴を折ることが自己目的化したとき、ヒロシマは退廃する。²⁷

ここで指摘されているのは、ジャーナリズムの不作為が「ヒロシマの思想」の貧困化を招き、そうした貧困化が「広島の神聖化」を促進するという悪循環である。⁽²⁸⁾ 平岡にとって、「ヒロシマの思想」とヒロシマをめぐるジャーナリズムの言論空間とは、いわば一対のものであつた。「被害の経験」のみに立脚するがゆえの「ひ弱さ」を抱えてきた「ヒロシマの思想」とジャーナリズムは、ある種の共犯関係にあるというのである。そしてそれゆえに、広島の「加害性」を踏まえつつ、また「被爆ナショナリズム」が孕む一面性を克服しながら、「ヒロシマの思想」をより開かれた普遍的なものに鍛え上げていくうえで、平岡はジャーナリズムに大きな役割と責任があると考えていた。

3・被爆地から「戦争責任」の問いへ・本島等・長崎市長

（1）本島等のアクティヴィズム

次に、本島等の思想と行動について検討する。本島が長崎市長に就任したのは、平岡（広島市長）よりも一〇年以上早い一九七九年である。そして平岡と任期の重なる一九九五年まで四期一六年間に渡つて市長を務めた。本島と平岡の「反核・平和」思想には、二つの共通点がある。第一は、被爆地としての「被害の体験」のみに立脚した運動のあり方を批判し、運動がより普遍性と説得力を持つためには、日本の「加害」に対する真摯な反省と謝罪が必要だとしていた点である。そして第二は、そのような日本の「加害」への問題意識が、ともに在外被爆者の問題を通して形成されていった点である。

一九八八年八月六日に市長として読み上げた「平和宣言」において、本島は「外国在住の日本人及び外国人被爆者に対しても、国内在住の被爆者と同等の援護措置が行われるよう努力して下さい。国の責任を明らかにする上からも、

早急に取り組むべきことであります。」として、初めて在外被爆者の援護・補償問題に言及した。これはアジアに対する「加害」に関わる案件への言及として長崎市長の「平和宣言」で初、平岡敬・広島市長よりも三年早かつた。そして翌年以降、本島は在外被爆者の問題について、より明確かつ積極的に言及するようになつていく。例えば、九〇年の「平和宣言」では次のように言つている。

戦後四十五年間、外国人被爆者は、実態さえ不明のまま放置されてきました。私たちの人道上の責任はきわめて大きいといわなければなりません。特に、当時の朝鮮や中国の人たちが残酷な植民地支配のもとに、強制連行され、非人道的扱いをうけ、異境の地で被爆して世を去り、あるいは年老いて、原爆症によつて心身ともに破壊されていいます。私たちは速やかに謝罪し、実態を調査し、援護をしなければなりません。

本島等は一九二二年、長崎県の五島・北魚目村に生まれた。旧制佐賀高在学中に現役入隊し、熊本の西部軍管区教育隊で終戦を迎えた。戦後、京都大学工学部に進学し、卒業後は、国会議員の秘書、高校教諭などを経て一九五九年に長崎県議会議員に初当選、県議を連続五期務めて自民党長崎県連幹事長などを歴任した。⁽²⁹⁾ 一九七九年に五七歳で長崎市長となつて以降の本島の仕事は、様々なタブーへの挑戦の連続であつた。例えば、一九七九年八月九日、初めて読み上げた「平和宣言」では「今日まで、無差別に、大量の人間を殺傷した原子爆弾投下の責任は何故不問に付されてきたのか。われわれは、今もなお心からの憤りを覚える。」と、被爆地・長崎の市長として初めてアメリカの原爆投下の責任に言及した。⁽³⁰⁾ また、地方公務員の国籍条項のために実現しなかつたものの朝鮮人、中国人を長崎市の職員

として積極的に採用しようと動いたこともあつた。

本島の名を一躍全国的に知らしめることになつたのは、天皇の「戦争責任発言」である。本島は一九八八年一二月、長崎市議会での答弁において「天皇に戦争責任はある」と発言した。^{〔31〕} 同年九月に天皇が大量出血して容体が悪化し、全国的に自肅ムードが広がつてゐる最中であつた。この発言はよく知られるように、その後、齧々たる批判や撤回要求、そして右翼団体などからの脅迫を招いた。そして、最終的には九〇年一月の狙撃事件にまで至つた。本島の発言の天皇の「責任」には、幾つもの意味が含まれていた。第一は、戦争は天皇を「唯一の中心」として進められたのであり、その戦争で数多くの兵隊の命が奪われたという意味での責任、第二は、朝鮮半島、中国、東南アジアへ侵略し、そこで多くの人々を虐殺した日本の加害行為の責任、第三は、昭和一〇年一月の近衛文麿の上奏（即時講和）を受けて戦争終結を終結していれば、広島・長崎への原爆投下は避けられたはずであり、その判断を怠つた責任である。つまり本島の発言は、天皇の戦争責任一般だけでなく、広島・長崎への原爆投下という悲惨な結末を招いた責任、そうした戦争に日本国民のみならずアジアの膨大な人々を巻き込み、多くの外国人被爆者を生み出してしまつた責任についての発言であつた。この点に関連して、本島は次のように言つてゐる。

（発言後に自身に寄せられた多くの手紙が）天皇が一言「やはり私も戦争責任がある。日本のみなさん、韓国、朝鮮のみなさん、中国のみなさん申し訳なかつた」と、そう言つて謝つて欲しかつたと言つてゐる。（中略）日本を代表してきた人が、率直に国家としての過ちを言葉にした上で幾らかでも実行してもらいたいという思いがあります。中国の犠牲者に謝罪をして、具体的に言えば、たとえば病院をつくるとか、韓国とか朝鮮にいる被爆者

に日本人と同じような援護をするとか、そんなことから始めなければと思います。³⁴⁾

銃撃事件後、一命をとりとめて回復し、市長選で四選を果たしてからの本島は、それまで以上に外国人被爆者の支援やアジア諸国人々への謝罪や和解に積極的に取り組んだ。九一年一〇月には、被爆地の市長として初めて公式に韓国の被爆者を慰問した。韓国原爆被害者協会の本部や支部のほか、各地で貧困と原爆後遺症に苦しみ続ける被爆者たちを訪ね歩き、「ひざまずいて謝罪、慰労し、見舞金を」渡した。³⁵⁾これに同行した郭貴勲（韓国原爆被害者協会会長・当時）は、「（本島の）そんな姿を連日見ながら、私はこの人は普通の日本人市長ではなく聖人だと思いました。」³⁶⁾と述懐している。また、市長退任後にも、市民団体「長崎の中国人強制連行裁判を支援する会」の会長を務めて、戦時中の「強制連行・強制労働」の実態調査を進めたり、被害者・遺族が損害賠償を求めた裁判を支援するなど、様々な活動に取り組んだ。³⁷⁾

(2) 「被害」「加害」の二重性の理論化

以上のように、長崎市長になつて以降の本島は、平岡敬（広島市長）とも思想的に共鳴し合いつつ、平岡よりもさらに行動的でラディカルであつた。本島のそうした実践は、戦争責任をめぐる同時代の思想の影響を受けていた。³⁸⁾本島は、特に大きな影響を受けた思想家として家永三郎と岩松繁俊の二人を挙げている。³⁹⁾一人の思想は、ともに「戦争責任」を体系化、理論化しつつ、「加害」の問題を掘り下げて検証したものであつた。

家永三郎（一九二三～一〇〇二年）は、三次にわたる高校歴史教科書の検定をめぐる裁判で知られる歴史学者である。

家永は、その著書『戦争責任』（一九八五年）において、戦後日本において未だに十分な形で決着しているとは言えない「戦争責任」を整理し、体系的・包括的に検証している。^{④〇}

家永は、日本の「戦争責任」を大きく「国際的責任」と「国内的責任」に分類する。「国際的責任」は日本が侵略・占領した国々をはじめとする諸外国（とその国々の人民）に対する法律上・政治上・道義上の責任、「国内的責任」は日本国民に「未曾有の甚大な被害を与えた」責任である。そして、この「国際的責任」と「国内的責任」はともに、戦後の講和条約や各国との補償交渉などを経たのちにも、「道義的責任」は消滅していないと家永は指摘する。また「国際的」および「国内的」な戦争責任を負うのは、一義的には公法人としての日本国であり、同時に、国策としての戦争を主導した軍幹部、政治家、そして「統帥権」を持つていた天皇であるとされる。本島の昭和天皇に「戦争責任」があるとする発言は、この家永の議論が理論的根拠となっている。^{④一}



家永三郎『戦争責任』
(岩波書店、1985年)

家永による戦争責任をめぐる議論は、「戦争責任」の所在をさらに国民にまで拡大して詳細にわたって検証した点にも特徴があつた。

家永は、指導層、権力者のみならず、その指示・命令を受けて行動した兵士、情報統制のもととはいえ国家のプロパガンダに協力したジャーナリズムの従事者、そして一面においては戦争の「被害者」でもあつた一般国民にいたるまで、戦争責任は免れることはないとして次のように記している。

：戦争への参加・協力を好まず、ただ戦争に反対したまゝは戦争への協力を拒む自由がないために余儀なく時世に順応していた人々の場合、特に被害者の側面が強いのであるが、そのような人々をも含めて日本人（国籍上の日本国民ではなく、植民地での被支配民族に対して支配民族に属していた日本人）であるかぎり、日本国家の加害行為に進んで加わり、あるいはそれを阻止できなかつた責任があるといわなければならぬ。すなわち日本国家に対しても被害者として権力の行使者を責問する立場に立つと同時に、日本国家により被害を受けた元植民地諸民族・被侵略諸民族に対しては、加害行為について、少なくとも道義的な意味での連帯責任を有するというべきである。（中略）一般国民の戦争責任を、このようにきめこまかく区別し、それぞれ異なる次元での問題として処理していくことが、責任問題の混乱と歪曲をくいとめるため不可欠の方法であることを、繰り返し強調しておきたい。⁽⁴²⁾

本島に影響を与えたもう一人の思想家・岩松繁俊（一九二八～一〇一〇年）は、地元・長崎大学経済学部の教員であつた。本島は、市長として平和祈念式典で読み上げる「平和宣言」の文案を検討する平和宣言起草委員会委員に一九八〇年から学識経験者を加えており、⁽⁴³⁾ 岩松はその起草委員の一人（一九八一～九二年）でもあつた。長崎出身の岩松は一七歳のときに学徒動員先の軍需工場で被爆した被爆者であつた。そして「反核・平和運動」に長く取り組み、一九九七～二〇〇七年には原水禁（原水爆禁止日本国民会議）議長を務めるなど、運動の指導的役割を果たした人物である。

岩松は、『反核と戦争責任「被害者」日本と「加害者」日本』（一九八二年）、『戦争責任と核廃絶』（一九九八年）といふ二冊の著作において「戦争責任」の問題を論じている。岩松の議論も、家永と同様、戦争責任を重層的に捉えて検

証した点に特徴があり、内容的にも家永と共通する点が少くない。岩松は、日本の支配層・権力者による「加害」を、アジアを中心とした諸外国に対する「水平的加害」と、自国民（兵士・民間人）に対する「垂直的加害」とに分類している（『「加害の二重構造」』⁴⁴）。他方、家永と同様、日本国民（兵士・民間人）も、日本の進めた戦争の「被害者」であると同時に、戦争に直接的または間接的に協力し、支えた以上、戦争責任を免れることはないと指摘し、それを日本の民衆における「加害・被害の二重構造」と呼ぶ⁴⁵。

そして、岩松によれば、このような日本の支配層・権力者の「加害の二重構造」、および日本の民衆の「加害・被害の二重構造」を考えるとき、特別な位置に浮かび上がるのが朝鮮人被爆者の存在である。なぜならば彼らは、日本による朝鮮半島への侵略と支配という被害に加え、徴用工などとして多くが強制的に日本に連れて来られ、異国の地で被爆し、戦後は日本人被爆者と同等の支援を受けられないといった、幾重にもわたる「被害」に苦しんできた存在だからである。

日本人被爆者の被爆体験と朝鮮人被爆者の被爆体験は、原爆体験として同じではないかと日本人はいうであろう。しかし、じつはそうではない。朝鮮人は原爆被爆においても、日本人のようにただ、原爆だけで苦しんだのではない。日本帝国主義および日本人による二重・三重の過酷な被害体験と結びついた被爆体験をしたのである。したがつて、朝鮮人被爆者の原爆被爆体験の証言は、日本人被爆者のそれとは本質的に異なる。朝鮮人被爆者の問題は、原爆被爆問題の範疇と論理では把握されえない。もっと大きく深刻な問題をはらんでいる。⁴⁶

岩松は、日本の被爆者がその被爆体験を八月六日、九日の体験、あるいはそれ以降の長く苦しい不幸な体験としてのみ語ることを批判する。そのような被爆の語りは、原爆投下を日本の「加害」を含む戦争の歴史から切り離されたものにしてしまう。そうである限り、被爆者たちの運動は「被害者としての苦痛だけをいうエゴ中心の『無責任なひとびと』と同じ次元に墮した運動」となってしまう。⁴⁷⁾ 日本の「原水禁運動」は、被害者として核廃絶を訴えるまえに、まずは日本・日本人自身の「加害者責任」を問わなければならぬと岩松は強調した。

以上のような家永二郎や岩松繁俊の思想の影響を大きく受けながら、自身の立場を形成していった本島の「反核・平和」についての考え方が、最も先鋭的な形で示されたのは、広島の「原爆ドーム」の世界遺産登録（一九九六年）を批判して物議を醸した「広島よ、おごるなけれ 原爆ドームの世界遺産化に思う」という一九九七年の論文である。⁴⁸⁾ この論文で本島は、「原爆ドーム」の世界遺産登録は、被爆地としての広島の無反省な「おごり」の表現に他ならぬと批判した。そして、「原爆ドーム」を世界遺産登録する前に、日本はアジア太平洋戦争についての総括と反省、そして関係国（中国、アジア諸国、アメリカなど）との共通の認識と理解の成立に向けて努力すべきだつたと指摘、「原爆ドーム」が「被害」としての原爆投下の象徴となることによつて、むしろ広島の「加害性」や、「加害」ゆえの「被害」だつたのだという関係性が覆い隠されてしまつたと警鐘を鳴らした。本島は、「原爆の被害は人間の想像をこえるものであつた」が、「日本の侵略と加害による虐殺の数は原爆被害をはるかにこえるものであつた」と指摘し、論文を次のように締めくくつている。

今、われわれがやらなければならぬことは中国はじめアジア、太平洋の国々と国民に謝罪することである。心

から赦しを乞うことである。日本の過去と未来のためにも。しかし、そのための条件は、日本人が真珠湾攻撃について謝罪し、広島と長崎が、原爆投下を赦すということである。怒りや憎しみは個人にとつても、国家にとつてもよいことではない。娘を殺された父親が相手を殺すというように、赦しえないことを赦す考え方、それが必要である。広島、長崎は「和解の世界」の先頭に立つべきであろう。二十一世紀は「和解の世代」でなければならぬ。核兵器のない世界への努力と、「和解の世界」への努力は同一のものでなければならない。⁽⁴⁹⁾

このように本島は、家永三郎や岩松繁俊らの影響を受けながら、被爆地発の「反核・平和」思想は、「加害」と「被害」の両面を見据えることで初めて普遍性を持ち得ると考えていた。そして、「反核・平和」思想を、「加害」への反省と謝罪、「被害」への赦しを通じて「和解」へと至るものとして発展させるという展望を持つていたのである。

4. ヒロシマ・ナガサキにおける「加害への問い合わせ」とジャーナリズム

以上、平岡敬、本島等という被爆地の二人の市長の思想と行動を中心に、一九九〇年代の広島、長崎において「戦争加害」に関する問題がどのように語られてきたのかを見てきた。最後に、平岡、本島らの「加害への問い合わせ」の持つ歴史的意義について、戦争をめぐる言説との関係、とりわけジャーナリズムとの関係を軸に検討、考察したい。

第一は、平岡敬、本島等らの「加害への問い合わせ」が、同時代の戦争をめぐる言説状況のなかでどのような位置にあつたかという点である。二人が「加害」の問題に目を向けるようになつた背景に、それぞれの個人的な事情や経験があつたことは先に見た通りであるが、同時に、彼らが市長を務めていた一九九〇年代前半が、日本国内外で「戦争責

任」や「戦後補償」についての議論が活発化した時期にあたっていたことも無視できない事実である。そうした時代状況であつたがゆえに、彼らは自身の考えを積極的に発信することができたという面があり、またそうした発言が大きな注目を集めることにもなつたと言える。

ジャーナリズムの状況も同様であつた。本稿冒頭でも触れたように、戦争による「被害の経験」を語る「被害のジャーナリズム」を基調とする新聞やテレビの「八月ジャーナリズム」の歴史においても、九〇年代の特に前半⁴⁹～半ばは、多くの記事や番組が「加害」の要素をクローズアップした例外的な時期であつた。例えば、毎日新聞は一九九二年の「終戦記念日（八月一五日）」に、「過ちをどう克服するか『無自覚の日本』返上のとき」というタイトルの「社説」を掲載し、「従軍慰安婦、強制連行問題を中心に、個人への戦後補償と正面から向き合わなければならない」として「対アジアを中心に日本の反省と償いの全体像を改めて構築し、世界に発信する」必要があると主張している⁵⁰。また、朝日新聞は、従軍慰安婦に関する政府調査の結果を踏まえて謝罪と反省を表した「河野談話」の公表翌日（九二年八月四日）の「社説 戦後補償を正面の課題に」において、「戦時賠償や請求権の放棄などによつて国家間で解決済み」という政府の立場を批判し、法律論を超えて政治主導で対処すべきであると主張している⁵¹。テレビの「八月ジャーナリズム」においても、この時期、徴用工、「従軍慰安婦」の問題を中心に、日本の「戦争責任」「戦後補償」について正面から掘り下げるような特集番組が数多く放送されていた。平岡敬、本島等らの「加害への問い合わせ」は、同時代の社会状況とも、またジャーナリズムとも呼応し合うものであり、それらの複雑な相互作用のなかで特有の「言説状況」が形成されていったことができる。

第二に、平岡敬、本島等らの思想と行動は、日本・日本人の戦争における「加害」をめぐる言説に一石を投じたと

いう以前に、広島・長崎を中心とした「反核・平和」思想・運動の歴史的展開にとつて大きな意義を有するものであつた。二人の思想と行動は、原爆投下という「被害の経験」に立脚した運動の限界を批判的に乗り越え、「加害」への反省と謝罪に立つたより説得力のある「反核・平和」への展望を開くものであつたが、それだけでなく、「反核・平和」を徹底して追求しようとする彼らの思想は、表向きは反核を訴えながらもアメリカの核の傘の下にいるがゆえに核兵器禁止条約には反対するという、日本政府の立場のある種の「ダブルスタンダード」に対しても鋭い批判の矛先を向けるものであつた。

ただし一方で、新聞やテレビによる原爆をテーマとしたジャーナリズムは、そうした彼らの思想と行動を十分に受け止め、反映したとは言えない。例えば、テレビにおいては、確かにアメリカのスミソニアン博物館の展示をめぐる「原爆論争」をきっかけとして、日本と諸外国との「原爆観」の差異をテーマとして取り上げた番組が何本か放送されてはいる。「論争」の経過とその波紋を追つて日米の「原爆観」の相克を描いた『NHKスペシャル アメリカの中の原爆論争～スミソニアン展示の波紋』（NHK、一九九五年六月一日）や、若者たちが国籍や立場の違いを超えて、被爆体験や被爆者の苦しみを伝える朗読劇の上演に取り組む姿を通じて、日本と外国の「原爆観」の懸隔をどう埋められるかを問い合わせた『戦後50年特別企画「核」時代の正義とは 若者は国籍を超えるか』（テレビ朝日、一九九五年八月五日）などである。しかし、原爆をテーマにした特集番組などにおいて、平岡や本島らが問題にしていった広島や長崎自体が持つ「加害性」が正面から掘り下げられることは殆どなかつた。一九九〇年代の各年八月に放送された原爆特集番組のなかでは、長崎の爆心地近くで被爆して死亡した朝鮮人の遺骨返還問題を扱つた『NNNドキュメント'98 埋められた刑務所～爆死した朝鮮の人びと』が唯一の例外であり、その他は殆どすべてが被爆の実相や被爆者

の苦しみを「被害の経験」として描くような、いわば伝統的なタイプの番組であった。⁵²⁾ このように平岡や本島らの「加害への問い合わせ」は、新聞、テレビの「八月ジャーナリズム」の論調全体とは呼応し合う部分が少なくなつたが、広島・長崎における原爆をめぐるメディアの語り自体には影響をもたらすことはなかつたよう見える。そのことは一方において、ジャーナリズムの不作為の問題として、他方で、原爆を「被害の経験」として伝える「語り」がジャーナリズムのなかでいかに深く定着しているかを示すものとして理解することができると思われる。

第三に、平岡敬と本島等がそれぞれ広島・長崎市長を相次いで退任した九〇年代以降、広島、長崎においては、あ

る種の「バックラッシュ」ともいうべき傾向が生じた。例えば、長崎では



『NHK スペシャル アメリカの中の原爆論争
～スミソニアン展示の波紋』
(NHK、1995年6月1日)

本島が市長を退任した翌年の一九九六年に原爆資料館がオープンした。同館には、日本による戦時中の「加害」を展示する「日中戦争と太平洋戦争」というコーナーが設置されたが、この展示をめぐっては企画段階から地元の保守系政治家や市民団体らから多くの批判が寄せられ、展示内容は二転三転した揚げ句、縮小させられていった。⁵³⁾ また、本島の後任の伊藤一長市長の「平和宣言」にも受け継がれていた「加害」への言及に対しても、多くの抗議が寄せられた結果、一九九七年からは「加害」に関連する文言が削除された。同様に、広島市長による「平和宣言」においても、九〇年代後半以降、「加害」や外国人被爆者への言及がなくなつていて、さらに、広島・原爆資料館における「加害」に関する展示（原爆投下にいたるまでの

広島の近現代史の展示)についても、様々な議論を経ながら徐々に縮小されていった。

広島、長崎で生じたこうした動向は、戦争をめぐる当時の言説状況全体との関係においても注目される。すでに述べた通り、一九九〇年代は、「戦後五〇年」の節目にあつた九五年を中心に「戦争責任」「戦後補償」のあり方が様々な角度から問いただされた時期であったが、そこでは日本・日本人の「加害」が焦点化されただけでなく、逆に保守派・右派とされる政治家や思想家、市民らからの反発や批判も生まれ、戦争観・歴史認識をめぐって激しいせめぎあいが生じた時期でもあつた。特に九〇年代後半以降、保守系の論壇では、日本の戦争は「自存自衛のための戦争であつて侵略戦争ではない」「日本は欧米の植民地支配からアジアを解放した」といった主張が活発に展開されるようになり、歴史修正主義的な内容の独自の歴史教科書の刊行を目指す「新しい歴史教科書をつくる会」が結成されるなどの動きが相次いだ。⁵⁴ 九〇年代が「記憶の戦争」の時代とも言わた所以である。⁵⁵ そして九〇年代後半から〇〇年代以降、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムのような排外主義的なナショナリズムが台頭するなど、日本社会全体で保守化・右傾化の動きが顕著となつた。そしてそうしたなかで、新聞、テレビの「八月ジャーナリズム」においても「加害」をテーマとするような記事や番組が次第に後景化していき、特にテレビにおいては「加害」を正面から扱う番組の数が、極端に減少していった。

5・おわりに

ここまで見てきたように、平岡敬、本島等の二人が発した問いは、戦後日本が長く依拠してきた「反核・平和」思想が抱える本質的な矛盾や限界を指摘するものであつたと同時に、戦後日本の戦争観や歴史認識のあり方に対する問

題提起として重要な意義を有するものでもあつた。しかし他方で、当時の新聞、テレビにおける「八月ジャーナリズム」は、彼らの発した問い合わせと部分的には共鳴しあいながら、戦争をめぐる独特の言説空間を生み出したものの、広島、長崎の原爆に関するテーマの取り上げ方、掘り下げ方において、彼らの問い合わせの意味や深さを十分に受け止め、反映するような内実をもつたジャーナリズムを形成することができなかつた。そして、彼ら二人の問い合わせは、その後の「八月ジャーナリズム」のなかで次第にその存在感や影響力を失い、忘却されていった。

終戦から七五年以上が経過した今なお、アジア太平洋戦争をめぐる戦争観や歴史認識のあり方は、日中関係、日韓関係に鋭い緊張状態をもたらす要因となり続けている。そして国連の核兵器禁止条約の発効（二〇一二年）にもかかわらず、核戦争や核拡散の脅威はむしろ増大しており、同時に、同条約に反対し批准を拒む日本政府にも諸外国から厳しい目が注がれている。こうした中、平岡敬、本島等の思想と行動に再び光を当てて再検討・再評価することの意義は小さくないと思われる。なお、本稿が主たる検討対象としたのは、一人の市長在任中の状況であつた。彼らの退任後の広島、長崎における「反核・平和」運動や思想の歴史的展開ならびにそれらと「八月ジャーナリズム」との関係性の検証については、今後の研究課題としたい。

注

- (1) 「八月ジャーナリズム」については、佐藤卓己『増補 八月十五日の神話・終戦記念日のメディア学』筑摩書房、二〇一四年、根津朝彦『戦後日本ジャーナリズムの思想』東京大学出版会、二〇一九年、米倉律『八月ジャーナリズム』と戦後日本戦争の記憶はどう作られてきたのか』花伝社、二〇二一年。

- (2) 前掲書のほか、ジョン・W・ダワー『忘却のしかた 記憶のしかた』外岡秀俊訳、岩波書店、二〇一三年、橋本明子『日

本の長い戦後——敗戦の記憶・トラウマはどう語り継がれているか』山岡由美訳、みすず書房、1991七年などを参照。

- (3) 九〇年代半ばには、戦争責任、戦後補償、歴史認識をめぐる研究や議論が活発化し、加藤典洋と高橋哲哉による「歴史主体論争」、歴史教科書での「侵略」や「従軍慰安婦」などをいかに記述するかが焦点化された「歴史教科書論争」、林健一郎、小堀圭一郎ら保守派論客によつて展開された「歴史認識論争」など、いくつもの重要な論争が展開された。小熊英二は、アジア諸国に対する戦争責任論、戦後補償論が活発化するとともに、保守ナショナリズムが台頭してせめぎあつた一九九〇年代を「第三の戦後」として特徴づけている。小熊英二『民主と愛国——戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社、1991年、八一六頁。

(4) 米倉律、前掲書、根津朝彦、前掲書のほか、吉田裕『日本人の戦争観』岩波書店、1990五年、中村政則『戦後史』岩波書店、1990五年、朝日新聞取材班『過去の克服』と愛国心』朝日新聞社、1990七年など。

(5) 広島市HP「平和宣言」(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/heiwaseigen/list2076-4380.html>) 1991年三月一六日閲覧)

(6) 平岡敬『希望のヒロシマ——市長はうつたえる』岩波書店、1996年、五八頁。

(7) 平岡敬、同右、一七〇頁。

(8) 「原爆論争」の経緯など詳細については、トム・エンゲルハート、エドワード・T・リネンソール『戦争と正義 エノラ・ゲイ展論争から』島田三蔵訳、朝日新聞社、一九九八年、マーティン・ハーウィット『拒絶された原爆展——歴史のなかの「エノラ・ゲイ』』山田清二ほか訳、みすず書房、一九九七年参照。

(9) 平岡敬、前掲書、八頁。

(10) 平岡敬、同右、九頁。

(11) 平岡敬、同右、一五頁。

(12) 『朝日新聞』「社説」、一九九五年八月六日朝刊。

(13) 平岡敬『偏見と差別 ヒロシマそして被爆朝鮮人』未来社、一九七一年、一一八頁。

- (14) 『中国新聞』「生きて 前広島市長 平岡敬さんへ11▽市政の変革を訴え当選】」一〇〇九年一〇月一六日。
- (15) 大蔵省管理局の調査資料によると一九三九年から終戦までのあいだに徴用されて日本に渡った朝鮮人は約七二万人とされている。外村大「強制連行・強制労働」東郷和彦・波多野澄雄『歴史問題 ハンドブック』岩波書店、二〇一五年、一七二頁。
- (16) 平岡敬『偏見と差別 ヒロシマそして被爆朝鮮人』未来社、一九七一年、一二五頁。
- (17) 『中国新聞』「生きて 前広島市長 平岡敬さんへ9▽在韓被爆者取材 日本人の責任見つめる」一〇〇九年一〇月一四日。
- (18) 平岡敬『時代と記憶 メディア・朝鮮・ヒロシマ』影書房、一〇一年、一三三頁。
- (19) 吉田裕『日本人の戦争観—戦後史のなかの変容』岩波書店、一九九五年一五二頁。『朝日新聞』は、一九七〇年八月一日の「社説」で、アジア諸国で日本の軍国主義復活を懸念する声が広がっていることを指摘し、「東南アジアの民衆が日本をそう見るのは、戦前の日本による被侵略の苦い体験」があるとしている。また「侵略戦争をはじめた政治の責任者が、いまなお政治の第一線に動いている」とにも批判的な目が注がれていると書いている。
- (20) 米倉律、前掲書、一一九～一三一頁。
- (21) 新海智広「長崎原爆と朝鮮人、中国人へのまなざし」『Kyushu Communications Studies』Vol.16 一〇一八年、一六頁、直野章子『原爆体験と戦後日本記憶の形成と継承』岩波書店、一〇一五年、一〇〇頁。
- (22) 大江は、『ヒロシマ・ノート』において、日本の「反核・平和運動」が果たすべき役割について、中国が当時実施した核実験に触れながら次のように書いていた。「…ヒロシマを生き延び続けていたわれわれ日本人の名において、中国をふくむ、現在と将来の核兵器保有国すべてに、否定的シムボルとしての、広島の原爆を提示する態度、すなわち原爆後二十年の新しい日本人のナショナリズムの態度の確立を、緊急に必要とするものであろう。したがってヒロシマの正統的な人間は、そのまま僕にとって、日本の新しいナショナリズムの積極的シムボルのイメージをあらわすものなのである」。大江健三郎『ヒロシマ・ノート』岩波書店、一九六五年、一四七頁。
- (23) 平岡敬『希望のヒロシマ—市長はうつたえる』岩波新書、一九九六年、六四頁。
- (24) 広島市HP (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/heiwasesengen/list2076.html>) 一〇一一年二月一六日閲覧)

- (25) 平岡敬、同右、一六八～一六九頁。
- (26) 松元寛『新版 広島長崎修学旅行案内—原爆の跡をたずねる』岩波書店、一九九八年。
- (27) 平岡敬『時代と記憶 メディア・朝鮮・ヒロシマ』影書房、一〇一年、三一三～三四頁。
- (28) 平岡敬は『希望のヒロシマ』のなかで、次のようにも書いていた。「広島の平和思想が現実主義に太刀打ちできないのは、これまであまりにも批判されることがなかつたからだ。思想も運動も批判されることによって豊かになり、前進する。平和はなにびとにとつても否定できない人類の理想である。それを人類最初の原爆を受けた広島が言うとき、広島の平和は、『黄門様の葵の印籠』となり、日本国内ではマスコミも含めて誰もがおそれいつてしまうのだ。これでは平和思想の内容が深まるわけがない。」平岡敬『希望のヒロシマ—市長はうつたえる』岩波書店、一九九六年、五八～五九頁。
- (29) 横田信行『赦し長崎市長本島等伝』にんげん出版、一〇〇八年参照。
- (30) 「市長平和宣言」（一九七九年）長崎市HP (<https://www.city.nagasaki.lg.jp/heiya/3070000/307100/p036987.html> 二〇一二年三月一六日閲覧)。
- (31) この時の本島の発言は次のようなものである。「戦後四三年たつて、あの戦争が何であつたかという反省は十分できたといふに思います。外国のいろいろな記述をみましても、日本の歴史をずっと、歴史家の記述を見ましても、私が実際に軍隊生活を行い、特に、軍隊の教育に關係をいたしておりましたが、そういう面から、天皇の戦争責任はあると私は思います。しかし、日本人の大多数と連合国側の意思によつて、それが免れて、新しい憲法の象徴になつた。そこで、私じももその線に従つてやつていかなければならぬと、そういうふうに私は解釈をいたしているところであります。平野伸人編『本島等の思想原爆・戦争・ヒューマニズム』長崎新聞社、一〇一二年所収、一二三頁。
- (32) 本島等「法政平和大学マラソン講座『天皇問題を考える』へのメッセージ」平野伸人編、同右、六二頁。
- (33) 本島等『長崎市長のことば』「岩波ブックレット」一九八九年、六頁。
- (34) 本島等、同右、二七～二八頁。
- (35) 横田信行、前掲書、一九四～一九五頁。

(36)

郭貴勲「貧しい被爆者への誠意—本島等元長崎市長を悼む」『長崎新聞』二〇一四年十一月一五日。

(37)

森永玲「本島等が残したもの」平野伸人編、前掲書、九九〇一〇〇頁。

(38)

本島は自分はあくまでも政治家であつて思想家や研究者ではないとし、「この分野の権威みたいに思われ、いろいろ発言

しているが、借りものの考えが多い」と述べており、彼の思想と行動が多くを思想家や研究者らに負っていることを明らかに

している。横田信行、前掲書、一五〇頁。

(39)

横田信行、同右、一五〇頁。

(40)

家永三郎『戦争責任論』岩波書店、一九八五年。

(41)

本島は「戦争責任」について考えを深めるうえで、家永三郎の『戦争責任論』を「無条件で受け入れた」と語っている。
横田信行、前掲書、一五〇頁。

(42)

家永三郎、前掲書、二八二頁。

(43)

横田信行、前掲書、一三〇～一三一頁。

(44)

岩松繁俊『反核と戦争責任「被害者」日本と「加害者」日本』三一書房、七一頁。

(45)

岩松繁俊、同右、一一三頁。

(46)

岩松繁俊、同右、七五～七六頁。

(47)

岩松繁俊『戦争責任と核廃絶』三一書房、一九九八年、三九頁。

(48)

本島等「広島よ、おごるなけれ原爆ドームの世界遺産化に思う」平野伸人編、前掲書。

(49)

同右、一五一頁。

(50)

『毎日新聞』「社説過ちをどう克服するか『無自覚の日本』返上のとき」一九九二年八月一五日朝刊。

(51)

『朝日新聞』「社説 戦後補償を正面の課題に」一九九三年八月四日。また『読売新聞』は、同じく九三年八月四日に「社説『強制性』認めた『慰安婦』調査」で、日本政府は法律論とは別次元で道義的責任を果たしていくべきであると主張している。

(52) 米倉律、前掲書、二〇九〇二一四頁。

(53) 『朝日新聞』「揺れる『平和博物館』」内容めぐり各地で議論（時々刻々）一九九八年五月四日。

(54) 朝日新聞取材班『「過去の克服」と愛国心歴史と向き合う2』朝日新聞社、二〇〇七年、六五頁。

(55) 米倉律、前掲書、二二五頁。

米国議会における医療保障政策をめぐる調整言説の系譜

福 森 憲一郎

(目次)

- 1 序論・医療保障政策をめぐる対立構造
- 2 分析モデル・言説的制度論 (discursive institutionalism)
- H I P P A 法の成立過程
- 3.1 カセバウム＝ケネディ法
- 3.2 争点としての医療貯蓄口座
- 4 H I P P A 法の執行過程
- 4.1 セキュリティ規定とプライバシー規定
- 4.2 H I T E C H 法の成立
- 4.3 H I P P A 法の執行過程における言説の変化と政党間における新たな対立
- 5 結論・民主党の妥協と争点の変化

1 序論・医療保障政策をめぐる対立構造

本稿は、一九九〇年代以降の米国における医療保障制度改革のなかで、なぜ医療情報政策が成立するに至ったのかを議会内の言説に注目することによつて明らかにする。米国において、医療情報の規制は連邦法ではなく州法のものとで行われてきた。⁽¹⁾しかし、医療情報の電子化が進むと、州を超えた医療活動が行われるようになる。各州を横断する医療情報の交換は、情報交換の効率化や新たな医療技術の開発に関する期待だけでなく、医療情報の二次利用におけるプライバシー保護の問題を生み出した。連邦レベルにおける新たな規制が求められた背景には、医療情報の電子化があつた。

一九九六年に制定された「医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律」(Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996: HIPAA)は、連邦レベルにおいてはじめて、プライバシー保護のための医療情報の取り扱いに關注するルールを定めた法律である。二〇〇九年に制定された「米国復興・再投資法」(American Recovery and Reinvestment Act of 2009) の一部である「経済及び臨床上の健康のための医療情報技術に関する法律」(Health Information Technology for Economic and Clinical Health Act: HITECH)は、HIPAA法のプライバシー規定を拡張し、情報漏えいなどの事故が起きた場合の患者への通知義務や、保健福祉省(Health and Human Services: HHS)に対する報告義務、違反に対する罰則強化などを定めている(品川・橋本1017; 佐藤1017)。

HIPAA法の特徴は、党派対立が顕著である医療政策の立案過程において、超党派での成立を可能にした法律であるという点と、執行過程において様々な問題点が指摘されながらもHIPAA法に基づく規制が継続している点に

ある。医療政策の成立過程において、法案の成立が僅差で可決することや、採択された後も連邦議会や裁判所、州議会において議論が継続することは少なくない（Morone 2016）。医療政策の成立にとつて、政党間や政党内部における妥協や駆け引きは不可避であり、HIPAA法の場合も、法案の成立のためには対立する政党間から妥協を生み出すことが必要不可欠であつた。なぜ、HIPAA法は成立し、医療情報に関する政策の基盤となつたのであろうか。本稿は、HIPAA法をめぐつて民主党と共和党間及び各党内部においていかなる調整言説が用いられたのかに注目する。

次節では、分析モデルである言説的制度論の説明を行い、制度変化に注目するアプローチの特徴を示す。第三節では、米国のHIPAA法の形成過程において、政党間と政党内部においていかなる調整が行われ、法案の成立に至つたのかを明らかにする。第四節においては、HIPAA法の執行過程において、様々なアクターによつてHIPAA法に対する問題が指摘されながらも、米国における医療情報政策の路線が継続している点を明らかにする。最後に、本研究のまとめと課題を示す。

2 分析モデル・言説的制度論（discursive institutionalism）

医療政策に関する先行研究には、政策の中身について規範的側面に注目する「内容分析」と、政策形成過程の構造や動態に注目する「過程分析」が存在し、後者は主に、医療保険政策と医療供給政策に分かれる（西岡一〇〇一：一四九^②）。米国の医療政策において、最も大きな争点となつてゐるものは国民皆保険の導入に関する議論である。すなわち、なぜ、米国の医療保障制度は民間を中心とした形で発展してきたのかが議論となつてゐる。

公的なレベルにおける医療保障制度改革が進展しなかつた要因に関しては、歴史的に形成された制度や利益集団、政治文化に基づく説明（Steimmo and Watts 1995; Quadagno 2004）だけではなく、医療保障改革が行われた時期における固有の政治状況に基づく説明（天野 1990a; 1990b）も行われている。具体的には、医療制度改革に対して大統領が与える影響に注目した比較分析（松本 1990; Beland and Waddan 2008; Skocpol 1997; Weiner 2007）や、一九九〇年代以降の政党政治の変容に注目した分析（天野 1990a; 1990b; 1991; 山岸 1994; 坂井 1995; 水谷（坂部）1997; 1998; 1999; 稲田 1990）などがある。

米国において、医療保障制度をめぐる政策過程の特徴は、医療保険の問題が政党間における争点であつただけではなく、政党内における争点でもあつたということである（天野 1990b）。すなわち、医療保障政策に関する議論において、対立の中から妥協が生み出される背景には、アクター間における言説の調整が行われている。言説の動きに注目することによって、制度変化の説明を試みるアプローチのひとつとして言説的制度論がある。政策過程において言説に注目することは、政策に対する解釈の観点から、特定の問題が発見され争点となる過程を明らかにすることを意味する（西岡 1991）。

言説的制度論は、第四の新制度論として位置づけられており、既存のアプローチに対しては、制度の均衡や安定性を重視するあまり、制度の変化を軽視しているとの見方を示している（Schmidt 2011: 47）。言説的制度論の特徴は、新制度論が抱える課題に応えるために、アクター間のコミュニケーションこそが政策過程の核心であるとの前提に基づきながら、アクターが操る言説に焦点を当てる点にある。

シュミット（Vivien A. Schmidt）によれば、言説は認知的機能と規範的機能という二つの機能をもつ。⁽³⁾ 認知的機能と

は、政策の必要性を人びとに認識させる機能のことを指し、当該政策がいかに問題の解決に資するのかを示すことで、政策やプログラムを正当化する働きをもつ。これに対して、規範的機能は、特定のアイデイアが価値や善惡の観点から妥当であることを人びとに訴え、政策の正統化に寄与する。言説には政策合理性を保証する「正当化」と価値適合性を裏付ける「正統化」の二つの機能が備わっている (Schmidt 2008)。

政策過程におけるアクターは、政策アイデイアが人々によつて受容されるためのコミュニケーション手段として、調整的言説と伝達的言説を用いる (Schmidt 2002: 171)。調整的言説とは、政策エリート間において用いられる言説であり、価値観の共有が図られ、共通の認識を深めていく言説を意味する。もう一方の伝達的言説とは、一般国民に対して、政策の必要性や妥当性を伝達し納得させる言説を指し、政策に対する支持を調達することを目的とする。

調整的言説と伝達的言説のうちのどちらが用いられるかは、政治制度によつて左右される。言説的制度論において、民主主義諸国の政治制度は単一型政体と複合型政体に分かれる (Schmidt 2009: 525-526)。一方において、単一型政体の場合は、権力が集中し拒否権プレーヤーが少ない」とから、政策アクター間の調整よりも、国民一般による支持を獲得するために伝達的言説を用いることが考えられる。もう一方において、複合型政体の場合は、権力が分散し拒否権プレーヤーが多数存在する」とから、アクター同士の調整的言説が重要性を増す。⁽⁴⁾

シユミットの分類によれば、米国は複合型政体に分類されることから調整的言説がより重要な (Schmidt 2009)。医療保障政策に関するても両党間の調整が求められた (Bodenheimer 2005)。民主党のリベラル派は、医療保障のための公的規制の強化を訴え、最終的には、民間が中心となる保険制度の縮小や撤廃を目指してきた。しかし、一九八〇年代以降に台頭してきた稳健派 (ニュー・デモクラット) は、公的な医療保障制度の拡張を最小限にとどめ、民間保険の

維持や拡張を訴えるようになる。具体的には、保険料の一部を税額控除とすることによつて、無保険者の保険加入を促進しようと試みる。

民主党が公的規制による医療保障体制の構築を推し進めたのに対し、共和党は改革に消極的な態度をとつてきた。共和党は、民間を中心とする医療保険制度の維持を主張し、保守派が台頭する一九八〇年代以降においては、個人の自由な保険の選択を実現するための改革を訴えるようになる。特に、共和党が促進した政策が、個人で医療を管理するための医療貯蓄口座（Medical Saving Account: MSA）である。民主党は、現状の制度を前提しながら医療保障体制の改善を試みていたのに対し、共和党は、医療保障のための個人の役割をより強調するようになつていく。

医療保障のための両党の政策的立場は、クリントン政権において明確化する。選挙戦において国民皆保険が争点となり、クリントンが所属していた民主党指導者評議会（Democratic Leadership Council: DLC）は、医療制度改革を選挙公約として積極的に押し出す（中井一九九九：1100）。一九九二年の大統領選挙において、クリントンは、現状の医療制度に対する批判を行いながらも、連邦政府の積極的な介入については触れず、医療保障のための個人の責任について訴えた（山岸二〇一四）。医療制度改革の本質とは「管理された競争（Managed Competition）」方式であるべきであり、既存の民間保険市場を基礎としつつ、政府による部分的な市場への介入を求めるものであつた。

クリントンが医療制度改革に積極的であったことは、党内における派閥間の調整や大統領選挙における勝利に影響を与えた（天野一〇〇九；水谷（坂部）1100八）。しかし、クリントン政権が発表した改革案に対しては、様々な批判が向けられる。第一に、民主党内では、国民皆保険制度の導入を主張するリベラル派による批判が行われただけでなく、稳健派による支持も不十分なものであつた。リベラル派からは、民間の保険制度を維持する点に対し批判が集

まり、稳健派からは公的規制の強化に対し批判が行われた。第一に、共和党は法案に反発しただけでなく、独自の代替案を主張した。保守派の強硬姿勢のもとに共和党はまとまり、中小企業団体や民間保険団体と協力しながら、法案に対する反対運動を行う。

法案は多くの修正がなされ、一九九四年の八月九日から上院本会議において審議が開始されるものの、共和党の激しい反対に直面し、クリントン政権が掲げた国民皆保険制度改革は失敗に終わる。その結果、医療保障において公的支援の拡大を意図する政策潮流が、私的セクターの自助努力の支援という方向に変化する。本稿の分析対象である H I P P A 法の成立は、医療保障政策の路線変更を示すもののひとつである（稗田 一〇一〇：七八）。クリントン政権における医療制度改革が挫折した後、H I P P A 法の成立をめぐり政党間および政党内部でいかなる調整が行われたのだろうか。以下の議論では、対立するアクトー間の言説に注目することにより、いかにして法案の決定に至ったのかを明らかにする。

3 H I P P A 法の成立過程

3.1 カセバウム＝ケネディ法

H I P P A 法は、クリントン政権における共和党多数議会のもとで成立した医療保障関連に関する最初の重要な法律である（天野 一〇〇九：一八八）。H I P P A 法に関する議論の始まりは、医療保険の携行性に関するものであつた。米国には国民皆保険が存在せず、公的な医療保障制度は高齢者を対象とするメディケア（Medicare）や低所得者を対象とするメディケイド（Medicaid）に限定されており、医療保障の中心は雇用主が従業員に提供する民間の保険である。⁽⁶⁾

民間の医療保険に加入する個人は、転職のたびに新たに保険会社に加入する必要があるが、健康状態の問題のために保険加入を拒否される場合や、保険契約に時間がかかる場合が想定される。その結果、多くの人々が転職を控える現象（「転職障害（Job lock）」）が問題視されるようになつていた。

HIPAA法の基礎となる改革案は、一九九五年七月に上院において超党派で提出された「カセバウム＝ケネディ法案（Kassebaum/Kennedy bill）」である。⁽⁷⁾この法案は、一九八六年の包括予算調整法（Consolidated Omnibus Budget Reconciliation Act: COBRA）を基礎とした漸進的措置であり、既往歴による保険加入拒否に制限を設けることなどにより、医療保険の移行を円滑化することを目的とするものであつた。法案の提出は、民主党のケネディ（Edward M. Kennedy）と、労働人事委員会の委員長を務めていた共和党のカセバウム（Nancy L. Kassebaum）によつて行われる。⁽⁸⁾法案の一二人の共同提出者には両党から幅広い政治的立場の議員が加わつた。

クリントン政権も法案に対し積極的な姿勢を示すことになる。ただし、医療保障の抜本的な改革としてではなく、部分的な改革案としてカセバウム＝ケネディ法案に取り組む。一九九三年から九四年にかけて、クリントン政権は国民皆保険制度改革に取り組んだものの、共和党や利益集団による批判に直面し、党内における派閥間の調整にも失敗してしまう。⁽⁹⁾その結果、クリントン政権は、漸進的な改革路線へと後退し、既存の企業雇用者提供保険を中心とした民間保険制度に依拠しながら、様々な問題点を修正していくアプローチへと転換することになる。

カセバウム＝ケネディ法案が漸進的な改革であることは、転職に関する医療保障の問題に積極的であったのが民主党ではなく共和党であつたことによつても示される。共和党のドール（Bob Dole）は、一九九四年の六月に提出した⁽¹⁰⁾漸進的な改革案の中において、医療保険の携行を保障する内容を盛り込んでいる。共和党は、企業を横断するかたち

での医療保険への加入が困難であることが、医療保障制度において最も切迫した問題であると訴えていた。

共和党が訴える医療保障のための取り組みは、医療貯蓄口座の促進を行うことにより、民間保険制度の積極的な活用を推進するものであつた (Bunce 2001)。医療貯蓄口座とは、医療費の支払いのための個人口座であり、民間保険会社、保守系シンクタンク、アメリカ医師会、企業団体の間において支持を得ていつたアイデイアであつた。⁽¹¹⁾ 医療貯蓄口座を推進するアクターは、連邦レベルと州レベルの両方において、口座の資金を非課税とするために税制の改革を訴えるようになる。医療貯蓄口座の支持団体からの活発な働きかけによって、共和党内では医療貯蓄口座に対し幅広い支持が集まることとなる。H I P A A 法の成立過程においても、共和党が支持した医療貯蓄口座というアイデイアが影響を与えるようになる。⁽¹²⁾

医療貯蓄口座に対して民主党は批判の姿勢を示した⁽¹³⁾。医療貯蓄口座は、健康で資産のある層にとつては、メリットを得る可能性が高いことから、口座の開設を選択するかもしれない。しかし、健康上問題のある層にはメリットが少なく、従来までの保険プランに残る可能性が高い。その結果、既存の保険プランの保険料が高騰し、最終的には無保険者の削減だけではなく、増加につながる可能性もある。H I P A A 法の成立に至る過程において、医療貯蓄口座に関する規定は争点のひとつとなつていく。

カセバウム＝ケネディ法案は、一九九五年八月二一日に上院の労働人的資源委員会において全会一致で可決される。しかし、法案に関する審議は一度停滞する。なぜならば、法案における雇用者提供保険から個人購買保険への移行に関する規定に対し、民間保険団体が反対したためである (Hirbert-White 1996: 13)。ブルーコロス・ブルーシールド協会 (Blue Cross & Blue Shield Association) やアメリカ医療保険協会 (Health Insurance Association of America: HIAA) な

どは、民間保険者に対して保険プランの提供を義務付ける規定が保険料の高騰と無保険者の増加をもたらすとの批判を行つた。一九九五年の間に法案の審議は進まず、上院での審議が再開されたのは一九九六年四月になつてからであつた。

3.2 争点としての医療貯蓄口座

一九九六年一月の一般教書演説において、クリントンはカセバウム＝ケネディ法案に触れている。⁽¹⁴⁾ 共和党が多数派を占める議会において、大統領が法案に対し直接言及することに対しても、法案の成立がさらに危うくなるのではないかとの懸念も存在していた (Hirbert-White 1996)。しかし、法案の審議が再開すると、両党とも医療保険制度の確立を自らの成果とするため法案の成立に取り組むことになる。両党間において議論された点は、医療貯蓄口座を法案に含めるかどうかであつた。

上院共和党指導部のドールは、共和党保守派の強い働きかけを受け、医療貯蓄口座の促進を法案に盛り込むことを主張し、一九九六年の四月一七日に独自の法案を提出した⁽¹⁵⁾。ドールの行動に対する主張として多くの議員から批判が向けられた。カセバウムは、医療貯蓄口座が法案の価値を高めるものではないと主張し、ケネディもドールの法案が論争的であることを批判した⁽¹⁶⁾。四月一八日に行われた採決の結果、五一対四六でドール案から医療貯蓄口座についての規定を削除することが決まり、削除を施した法案が四月二三日に一〇〇対〇で可決された⁽¹⁷⁾。

下院においても医療貯蓄口座の是非が主要な論点となる。共和党の歳出委員会議長のアーチャー (Bill Archer) は、医療貯蓄口座に対する税的な優遇措置を盛り込んだ法案を提出した。アーチャーの法案は三月一九日に歳出委員会に

において二五対一一で通過していた。⁽¹⁸⁾ 民主党は法案に対し反対の姿勢を示し、医療貯蓄口座が一部の層に對してのみ利益を与えるものであり、口座の促進を訴える共和党の姿勢そのものが法案の成立を阻害しているとの主張を行う。口座に対する税的優遇措置の付与は、共和党に政治献金を行つてゐる民間保険会社の特殊利益を代弁するものであるとの批判も行われた。民主党のディングル (John Dingell) は、医療貯蓄口座に関する規定を盛り込まない対案を提出したもののが否決され、アーチャー法案は三月二八日に本会議において二六七対一五一で可決された⁽¹⁹⁾。

下院においてアーチャー法案が可決されたことにより、医療貯蓄口座に関して上院と下院との間の調整が取り組まれるようになる。当初、調整のための取り組みは難航する。調整作業に取り組んでいた代表的な人物のひとりは共和党のドールであった（天野一〇〇九a・二〇一）。ドールは、両院協議会における審議に影響を与える立場におり、一九九六年の大統領選挙の候補者であった。ドールにとって、法案の調整作業に対する姿勢は、選挙活動の一部としての意味ももつていた。

ドールは第一に、両院協議会に対して、医療貯蓄口座の促進に積極的な議員を送り込もうとする。しかし、クリントン政権や民主党は、法案に医療貯蓄口座に関する規定を盛り込むことに反対していたことから、ドールの行動に対しても反対の姿勢を示す。⁽²⁰⁾ 両院協議会のメンバーの選出において、ケネディは上院からのメンバー指名を躊躇し、四月の後半にドールが協議会の委員の承認を求めた際にも反対の姿勢をとる。ケネディの対応に対し共和党の議員は反発し、ケネディが故意に法案審議を遅延させているとの批判が行われた⁽²¹⁾。

法案の審議が再開されるきっかけは、共和党内部の法案に対する姿勢の変化にあつた。ドールは大統領選に専念するため、六月一一日に上院を離脱する予定であつたことから、共和党は独自の妥協案の取りまとめを行つた。歳入

委員会議長のアーチャーは、医療貯蓄口座のより小規模な形での導入案へと姿勢を後退させ、カセバウムも医療貯蓄口座を法案に盛り込むこと自体への反対という強硬姿勢を緩めた。両者の態度の変更によつて、共和党内では合意が成立する。⁽²²⁾

六月になると、ドールの代わりにロット (Trent Lott) が新たに上院多数党院内総務に就任する。ロットは、医療貯蓄口座を開設することができる企業の規模を拡大したものの、民主党の側の姿勢は大きく変化することはなかつた。しかし、共和党内部において合意が成立していたことにより、共和党は民主党による法案審議の妨害を積極的に批判するようになる。両党間において膠着状態が続く中、六月二〇日に共和党保守派のギングリッチ (Newt Gingrich) は、民主党が法案に関する審議を遅延させ続ける場合、下院共和党はカセバウムとアーチャーの妥協案と同内容の法案を可決し、上院に送付するとの主張を行つた。⁽²³⁾ 民主党側にとつても、医療保険制度の挫折は避けるべきことであつたため、両党は妥協案に取り組むこととなる。

六月二十五日、ワシントンにおいてアーチャーとケネディは、医療貯蓄口座に関する最終的な合意に達する。最終的な妥協案は、医療貯蓄口座を実験的な導入に留めるものとなつた。一方において、共和党は、医療貯蓄口座の導入に関する規定を法案に盛り込み、もう一方において、民主党は、四年後に医療貯蓄口座に関する審議を義務付け、加入者を保護するための規定を加えた。両党間の妥協のもと、両院協議会の報告書が作成され、下院では八月一日に四二一対二で、上院では八月二日に九八対〇で可決された。⁽²⁴⁾ クリントン大統領は八月二一日に法案に署名し、HIPPA法が成立する。

クリントン政権において、HIPPA法の成立は第一に、国民皆保険導入のための取り組みが頓挫した後の、医療

保障に関する政策の路線変更を表す現象としての意味をもつ。公的な医療制度改革の失敗によつて、民主党は既存の医療保障体制の改善を通じた医療保障政策に取り組むこととなる。第二に、H I P P A 法を成立するための両党の取り組みには、一九九六年の大統領選挙に向けた取り組みとしての側面も存在していた。⁽²⁵⁾ 国民による注目が高まつた医療保障政策に関する、両党は何らかの成果の獲得を目指していた。H I P P A 法成立のための両党間の妥協は、政策的な立場の変容を伴うものであるとともに、選挙政治に向けたものでもあつた。

4 H I P P A 法の執行過程

4.1 セキュリティ規定とプライバシー規定

H I P P A 法は、医療保険に関する三つの主要な規定を設置するとともに、同法の設定から一定期間内に行うべき義務を定めていた（岩屋・天地 11000）。第一に、H H S 長官は、一年以内に医療情報の保護に関する提言を議会に提出しなければならない。第二に、連邦議会は、三年以内に医療情報の保護に関する法律を成立させなければならぬ。三年以内に法律が成立しなかつた場合、規則の交付はH H S によつて行われる。

一九九七年にシャララ (Donna Shalala) 長官は個人の医療情報の保護に関する提言をまとめ議会に提出し、⁽²⁶⁾ 一九九九年には上下院において「医療情報のプライバシーとセキュリティに関する法律 (Medical Information Privacy and Security Act)」案が提出された。しかし、法案は審議に至らず、H I P P A 法が定めた一九九九年八月二一日の期限を過ぎても、議会において医療情報の保護に関する法律は成立しなかつた。

その結果、H H S は規則案の作成に取り組むこととなる。H H S は、一九九九年の一月三日にプライバシー規則

を初めて公表し、1990年の11月に最終版 (Standards for Privacy of Individually Identifiable Health Information) を公布した。規則案はシャララ長官の提言に基づいており、消費者本人が医療記録を閲覧する権利や、当該記録の内容が正確でない場合に訂正を要求する権利を保障しているほか、保険会社や医療提供者による個人の医療情報の使用または開示に際しての制限を定めている。²⁷

1990年にクリントン政権からブッシュ政権へと政権交代が起ると、HIPAA法のプライバシー規則の施行が一度延期される。クリントン政権下で出されたプライバシー規則の最終版は、手続き上のミスにより期限内に提出されなかつたことから、ブッシュ政権は規則の見直しを行う (近藤 1991)。このことから、プライバシー規制が一旦白紙に戻され、再スタートするのではないかとの見方もあつた。²⁸しかし最終的には、いくつかの重要な変更を加えながらも、HIPAA法のプライバシー規則を発行するとの発表が1992年にブッシュ政権によつて行われた。

HIPAA法の施行規則の最終版を作成したチームの一員であるダニエル (Jodi Daniel) によれば、最大の問題は個人健康情報 (Personal Health Information: PHI) を治療や支払いなどの医療業務の目的で使用する際に、患者の同意を必要とするかどうかであった。政権交代に伴い、HHSが意見収集を行つたところ、医療業務のために同意を必要とする最初のルールは実行が困難であるとの意見が多く、HHSは法案の修正に迫られる。1993年にはHIPAA法のセキュリティ規則が最終決定される。²⁹

ブッシュ政権においては、1990年の大統領選挙の時点から医療保障政策が大きな争点にならず、HIPAA法において規定された医療貯蓄口座に関する政策に積極的に取り組むようになる。そのため、HIPAA法自体に対してではなく、HIPAA法の執行過程に対して様々な批判が向けられていく。例えば、医療情報におけるプライバ

シ一擁護派は、H I P P A法が患者の同意なしに多くの情報の使用や開示を認めていることを批判した。⁽³⁰⁾ H I P A A法の要求事項の多くは既に州法に定められており、H I P A A法よりも厳しいものもある。加えて、医師会からも批判が寄せられ、患者だけではなく、医療提供者側も変化を強いられているとの主張が行われた。

さらに、H I P P A法が施行された当初、医療機関は対応に追われ、大きな混乱が生じた。H I P A A法への対抗として、何千もの医療機関が、ボイスメッセージの記録、オフィスでの署名、予約ハガキの送付の禁止などの極端な対処を行っていたと言われている。⁽³¹⁾ また、H I P A A法の民事執行を担当するH H Sの民事執行局（Office for Civil Rights: OCR）に対しても、H I P A A法を適切に執行していないとの批判も行われた。施行開始後の二年間は、一三〇〇〇件以上のプライバシーに関する苦情が寄せられたにもかかわらず、OCRは二〇〇三年から二〇〇五年の間に一件に対して刑罰を課しただけであった。二〇〇八年までには三三〇〇〇件以上の苦情が寄せられ、そのうち約八〇〇〇件が調査されたものの、約五六〇〇件に対しても是正措置がとられたにもかかわらず、罰金は課せられなかつた（Solove 2013: 25）。

4.2 H I T E C H法の成立

H I P A A法は数年かけて医療機関やスタッフの間に浸透していく。例えば、医療機関ではH I P A A法を遵守するためには、プライバシーやセキュリティの担当者が採用されるようになっていく。しかし、二〇〇九年以降、H I P A A法の施行と遵守に変化が起きる。米国議会において、A R R A法の一環として、二〇〇九年にH I T E C H法が成立する。

ARRA法は、リーマン・ショックによる経済不況への対応として、インフラ投資による景気の下支えを行うものであった。医療分野に関しては、電子診療記録（Electronic Health Record: EHR）の導入に伴い、医療情報のセキュリティ基準とプライバシー基準の見直しが行われ、強化されることとなる（佐藤二〇一七）⁽³²⁾。

HITECH法では、ARRAの一部であつたことから連邦資金の配分に一定の要件が設けられた。資金援助を獲得するためには、EHRの有効活用が求められ、プライバシー規則やセキュリティ規則の厳格な遵守が求められている。HITECH法は、HIPPA法の違反に対する罰則を大幅に強化し、特定の状況下での違反は最大一五〇万ドルに達した。HITECH法は、連邦政府として初めてデータセキュリティの監査を実施するようになるとともに、各州によるHIPAA法の施行も認めている。

二〇一三年一月、HHSはHITECH法によるHIPPA法の修正案を発表する。HIPAA法の最終規則の対象は、医療機関のみならず関係業者（business associate）に拡大し、OCRはHIPPA法の強制力を強化する。OCRは、大規模な医療機関に対する規制を行うだけではなく、州が管轄する医療機関や小規模な診療グループ、民間の医療保険団体に対しても多額の罰金を科すようになる。⁽³³⁾ HITECH法の成立に伴う新たな変化のひとつは、HIPPA法の執行に関するものであり、コンプライアンスの違反によつて深刻な経済的影響やイメージの毀損が危惧されるようになった。

HITECH法が成立すると、HIPPA法に対する新たな意見が寄せられるようになる。HITECH法に対する批判としては、主に二つのものがあつた。第一には、技術発展に基づく個人再特定のリスクが報じられるようになつたことに関して、匿名化の方法がもつ有効性を疑問視するものである。⁽³⁴⁾ HIPAA法の有効性に対する批判は、

連邦の行政機関内部からも行われており、連邦会計調査院 (General Accounting Office: GAO) は、HHSの対応の遅れを批判している。⁽³⁵⁾

第二の批判は、医療分野の研究者によるものであり、医療情報の有効活用が実現していないという訴えである。HIPAA法のプライバシー規則に対する、研究者たちは医療研究に与える影響を危惧していた。しかし、研究者によるプライバシー規則への主なコメントは、規制対象において研究のための医療情報を含めないよう求めるものであり、代替案の提案や、研究に関する規定を規則に組み込む方法についてのコメントはほとんどなかった。そのため、プライバシー規則の最終版が形成される上で、研究コミュニティが影響を与えることはほとんどなかつた。

HITECH法が施行された後、研究者の懸念は高まる。⁽³⁶⁾ 全米医学アカデミー (National Academy of Medicine: NAM) は、HIPAAのプライバシー規則が、プライバシーの保護が十分に図られていないばかりか、有用な医学研究が阻害されているという一重の問題を指摘している (Nass et al. 2009)。研究者によつて指摘された問題を受けて、医療情報の匿名化の方法に関しては、より具体的な説明が行われるようになる。

4.3 HIPAA法の執行過程における言説の変化と政党間における新たな対立

HIPAA法は、成立過程と執行過程では争点となる言説が変化している。カセバウム＝ケネディ法案は、医療保険の携行性の改善を求めるものであり、議会内における議論においては、個々人の医療貯蓄口座の運用による医療保障体制の構築という方向性を認めるか否かが争点となつていた。議会内における調整によつてHIPAA法が成立した後、特にHITECH法によるHIPPA法の拡張が行われた後、執行過程における争点は医療情報のプライバ

シー保護に関するものへと変化する。

言説の変化の背景には、第一に、プライバシー概念の変化がある。H I P A A 法は、米国において、プライバシー保護が重要視されてきたことに対し注意を払っている。プライバシー規則の前文では、自分の秘密を他人に知られない権利として、プライバシーの重要性に言及しており、様々な個人情報の中で、医療情報が最も取り扱いに注意を要するものであることを述べている。³⁷⁾特に、医療情報の電子化が進んだことは、プライバシーに関して新たな懸念を生み出している。例えば、医療情報の記録保存システムの電子化の進展は、「個人情報に対するコントロールを失つた (lost all control over their personal information)」³⁸⁾という不安を生み出した。

医療情報の電子化に関する不安が生まれる中で、H I P A A 法は、プライバシーの概念が変化したことを主張する。特に、医療情報の記録方法の変化が、新たなプライバシーの感覚 (sense of privacy) を生み出していることを強調する。電子化が進展する前段階において、医療情報は不完全な記録システム (imperfect system of record keeping) のもとになり、情報の機密性は完全に守られる³⁹⁾ことはなく、誤ったプライバシーの感覚 (a false sense of privacy) が生み出されていた。H I P A A 法が主張する新しいプライバシーの感覚とは、高度な医療情報の記録システムが整備されたなかで、情報の機密性の保護を求めるものである。

医療情報のプライバシー保護やセキュリティの徹底は、共和党の医療保障のための政策的な立場と重なるものであつた。H I P A A 法の成立過程において、共和党が推進した医療貯蓄口座の整備は、公的な制度の構築ではなく民間の企業を中心とした医療保障体制の構築を試みるものである。H I T E C H 法をめぐる議論において、医療情報のプライバシーが争点となつたことは、医療保障のための私的アクターの働きを前提とするものであり、H I P A A 法

をめぐる政党間の調整言説が、H I P P A法の執行過程に対し影響を与えていたこと⁽³⁸⁾を示す証拠のひとつであろう。

しかし、H I T E C H法の成立過程においては、民主党と共和党間における新たな対立も表れている（坂井一〇一〇・六九一七〇）。H I P A A法成立後、法律の執行はH H Sによって行われてきた。H I P A A法の執行過程において、政党間における対立は生じず、執行機関や研究者からの批判のみが行われていた。しかし、H I T E C H法をめぐっては、A R R A法の成立をめぐって再び政党間の対立が表れている。A R R A法を作成するための取り組みは、オバマ政権発足以前から行われていた。一〇〇九年一月一〇日には、オバマ大統領が掲げる景気刺激策が与える影響に関する報告書（the Job Impact of the American Recovery and Reinvestment Plan）が提出され、具体的な政策の内容や目標が検討されている。⁽³⁹⁾

A R R A法に関する上下両院の動きは比較的短期間で行われた。⁽⁴⁰⁾ 下院において、法案は一〇〇九年一月二六日に下院歳出委員会委員長のオベイ（David Obey）によって提出される。オバマ大統領は、法案を二月中旬までに通過させることを目標とし、景気刺激策に対する議会の早急な合意形成を求めた。⁽⁴¹⁾ 一月二七日から法案に関する審議が始まるところ、共和党は、大規模な連邦支出の有効性に対する疑問を示しながらも、オバマ大統領と民主党の意向には概ね賛同していた。法案に関する修正案がまとめられると、一月二八日に一四四対一八八の投票で法案は可決する。

上院では、民主党のリード（Harry Reid）によって一月六日に法案が提出され、具体的な審議は二月一日から一〇日の間に行われた。法案に関する審議は、二七五〇億ドルの減税に関する規定から始まり、共和党は、減税の割合を高め支出を縮小することにより、全体の価格を低くすることを目的とした法案の修正を提案した。オバマ大統領と民主党は、共和党の修正案に対して、住宅税控除額の増加と適用対象の拡大、インフラ支出の増額に対して妥協する意

思があることを示した。上院は、オバマ大統領の要請により一月七日に特別討論会を収集し、二月九日には法案の審議を終了し、法案の採決に議題を進めることを六一対三六で決定した。二月一〇日の投票において、法案は六一対三七で可決する。

ARRA法の成立過程において注目すべき点は、法案成立における投票結果である。⁽⁴³⁾ 下院における法案の投票結果は、民主党員は一一人以外の二四四人全てが賛成したが、共和党員は全て法案に反対した。また、上院においては、民主党は全員賛成したもの、共和党は三人のみが賛成する結果となつた。HIPPA法の成立過程と比較すると、法案の成立に対して政党間の対立が温存されていることが指摘できる。さらに、ARRA法をめぐる党派対立は、オバマ政権が推し進めた二〇一〇年の医療改革法の成立過程においても見いだされている（天野二〇一二）。

HIPAA法の成立過程では、法案の内容を医療保障体制の漸次的な修正に留めながら、両党間の妥協が生まれることとなつた。HITECH法は、HIPPA法の規制内容を拡大するものではあるものの、医療保障のためのアプローチを変更するものではない。しかし、ARRA法の成立過程からも明らかのように、超党派による法案の成立はより困難なものとなつている。HIPAA法の執行過程の分析によつて明らかになることは、米国の医療保障ための政策の方針が持続されながらも、政党間の対立がより強固なものになつてゐるということである。

5 結論・民主党の妥協と争点の変化

本稿は、言説的制度論に基づきながらHIPPA法の成立過程と執行過程の分析を行うことにより、HIPAA法が成立のために民主党と共和党の政党間および党内部において用いられた調整言説を明らかにした。HIPAA法は、

国民皆保険の実現を目指すクリントン政権において成立した。クリントン政権において、医療政策の多くは実現せず、唯一の成功事例としてHIPA A法に関する超党派の合意が存在する。医療保障に対し、両党はそれぞれ異なる態度をとりながらも、政権が積極的な姿勢を目指す医療政策に関して何らかの具体的な成果を上げようとしていた。

民主党は、公的な制度に基づく医療保障体制の構築に取り組むが、共和党は、制度改革自体に消極的な態度をとっていた。HIPA A法の成立のためには、政党間および党内部における調整が求められていた。本稿の分析によつて明らかになることは、第一に、政党間の調整の結果、HIPA A法が成立することにより、制度改革を志向するのではなく、民間のアクターの働きを前提とする医療保障政策のための路線が構築されたということである。

第二に、HIPA A法成立に向けて、両党間の妥協のためにとられた医療保障政策の路線変更は、HITECH法によるHIPAA法の規制強化に対しても影響を与えていた。HITECH法が成立する背景には、医療情報のプライバシーやセキュリティへの注目があつた。HIPPA法の成立過程における調整言説を前提とする場合、HIPA A法およびHITECH法におけるプライバシー保護の徹底は、医療保障政策において、企業や個人の役割を重視する方向への路線変更であることを示している。

本稿が採用した言説的制度論は、制度変化の観点に注目する分析アプローチであることから、医療情報政策の成立が単に偶発的な要因に基づくものではなく、様々なアクター間の調整の結果であることを明らかにする。さらに、政策の執行過程に注目する場合、政策の立案のために行われたアクター間の調整が、医療保障に対する政党の政策的立場を形成していることも示している。

しかし、本稿には課題も存在する。第一に、分析アプローチに関するものである。言説的制度論は、HIPA A法

がいかにして成立したのかをアクター間の調整に注目することによって明らかにするアプローチである。そのため、HITECH法の成立に対し、HIPPA法の成立のために用いられた調整言説がいかなる影響を与えていたのかに関して、本稿の記述は不十分なものに留まっている。特に、HIPPA法の成立によって形成された医療保障のための路線が、既存の医療保障政策と比較した場合どこに違いがあり、HIPAA法の執行過程に対して影響を与えているのかは今後明確にする必要がある。

第二に、オバマ政権における医療改革法とHIPPA法の関係についてである。本稿において、HITECH法の成立過程に関する議論は、ARRA法の成立過程の分析に基づいたものとなっている。しかし、オバマ政権が医療保障政策として積極的な姿勢を示したものは、医療改革法の成立であり、HIPPA法に関する議論の争点であつた国民皆保険についても、オバマ政医療改革法の文脈において扱われている。HITECH法をめぐる政党間の対立をより明らかにするためには、医療改革法の成立や執行過程をめぐる政党間および党内の対立を踏まえたうえでのさらなる分析が求められる。

- (1) 米国において、個人情報の取り扱いに関する連邦法としては、一九七四年に制定された連邦プライバシー法 (Federal Privacy Law) がある。同法は、政府が保有する個人情報を本人が知る権利、当該情報がどのように利用されるのかを本人が知る権利、個人が当該情報を閲覧する権利を有することを前提に、公平な情報の使用について定めたものである。
- (2) 医療政策の内容分析としては、例えば、堀 (1011) を参照。
- (3) シュミットによれば、言説はアイディアよりも汎用性が高く、包括的な概念である (Schmidt 2008: 309)。
- (4) ミクロ次元での言説動員過程に焦点を絞った場合、社会運動研究で広く用いられてきたフレーミング論が有用な示唆を与

べる（西岡 110111：八一；近藤 1100九）。例えば、先行研究のむつみ山、自由主義型福祉国家の政策変化のフレーミング分析がある（White 2017）。

(5) 一九九一年一月にペンシルベニア州で行われた上院補欠選挙において、ハリス・ウオフオード（Harris Wofford）候補の当選は、国民皆保険の必要性を訴えたことによるものであると想われている（松本 1101五：一九五）。

(6) 110110年の事業主提供医療保険への加入者は、人口の五割・四%である。Keisler-Starkey, Katherine and Lissa N. Bunch (2021) “Health Insurance Coverage Status and Type of Coverage by Selected Characteristics: 2020,” United States Census Bureau, <https://www.census.gov/content/dam/Census/library/publications/2021/demo/p60-274.pdf> (110111年四月一日閲覧)。

(7) COBRAは、離職した個人が保険料を三分の一で支払へ限り、元の雇用主の団体保険に一定期間加入し続けることを認めたもの。U. S. Department of Labor, “Continuation of Health Coverage (COBRA),” <https://www.dol.gov/general/topic/health-plans/cobra> (110111年四月一九日閲覧)。

(8) 共和党の保守派からは、スレイズ・ゴードン（Slade Gordon）、ハーヴィー・グレッグ（Jude Gregg）ら、民主党リベラル派からは、ポール・ウェルストーン（Paul Wellstone）、クリストファー・J・ドッド（Christopher J. Dodd）らが加わり、また、医師である共和党議員のビル・フリスト（Bill Frist）も参加した。

(9) 一九九四年一月に行われた中間選挙における、共和党は下院におよべ、一七六議席から11110議席へ、上院では四二議席から五二議席へ大幅に議席数を伸ばす。Statics of the Congressional Election of November 8, 1994, <https://history.house.gov/Institution/Election-Statistics/> (110111年四月一九日閲覧)。

(10) Dahl, David (1994) “Health Care Unveils the Two Sides of Bob Dole,” <https://www.tampabay.com/archive/1994/07/20/health-care-unveils-the-two-sides-of-bob-dole/> (110111年四月一八日閲覧)。

(11) Bowen, W. R. (2005) “Policy Innovation and Health Insurance Reform in the American States: An Event History Analysis of State Medical Savings Account Adoptions (1993-1996),” Retrieved from http://purl.flvc.org/fsu/fd/FSU_migr_etd-3456

（1996年4月19日閲覧）。

(12) *Congressional Quarterly Almanac*, 1996, pp. 31-32.

(13) 例えども、ケネディーは医療賃貸口座に対する健保改悪を破壊する可能性のあくまで本馬鹿の批判を行った。Havemann, Judith (1996) "Compromise of Medical Savings Accounts Possible," <https://www.washingtonpost.com/archive/politics/1996/06/16/compromise-on-medical-savings-accounts-possible/ade0977d-d591-4a34-a850-b1b8f9a14ce8/> (1996年4月19日閲覧)。

(14) <https://clintonwhitehouse4.archives.gov/WH/New/other/sotu.html> (1996年4月19日閲覧)。

(15) Clymer, Adam (1996) "Senate Defeats Dole Revision to Health Bill," <https://www.nytimes.com/1996/04/19/us/senate-defeats-dole-revision-to-health-bill.html> (1996年4月19日閲観)。

(16) *Congressional Quarterly Almanac*, 1996, pp. 33-34.

(17) Stolberg, Sheryl (1996) "Dole's Push for Health Savings Account Defeated," <https://www.latimes.com/archives/la-xpm-1996-04-19-mn-60350-story.html> (1996年4月19日八田閲観)。

(18) *Congressional Quarterly Almanac*, 1996, p. 31.

(19) Roll Call 106 Bill Number: H. R. 3103, <https://clerk.house.gov/Votes/1996106?Page=35&Date=3%2F19%2F1996> (1996年4月19日閲観)。

(20) *Congressional Quarterly Almanac*, 1996, p. 34.

(21) The Washington Post (1996) "Dole Imperils Health Bill, Kennedy Asserts," <https://www.washingtonpost.com/archive/politics/1996/06/08/doe-imperils-health-bill-kennedy-asserts/04caccbf-354c-41c1-9849-894c89461a8d/> (1996年4月19日閲観)。

(22) *Congressional Quarterly Almanac*, 1996, p. 38.

(23) *Ibid.*

- (24) 上院にてこゝれ Roll Call 393 Bill Number: H. R. 3103, <https://clerk.house.gov/Votes/1996393?Page=7&Date=8%2F1%2F1996> (1996年4月1日閲覧)、上院にてこゝれ Roll Call Vote 104 th Congress – 2 st Session, https://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_votes/vote1042/vote_104_2_00264.htm (1996年4月1日閲覧) を参照。
- (25) HIPAA法の成立以後、大統領選は本格化する。コロナ禍による影響で、HIPAA法の成立を重視する成果として強調した(天野 1996:199)。
- (26) 本提言は、①消費者の権限、②消費者の権利に関する保護、③公共の利益に関する責務、④情報の流用からの保護、⑤情報の保護これら五項目から成り立つこと。
- (27) HHSのHPを参照、<https://www.hhs.gov/hipaa/for-professionals/privacy/index.html> (1996年4月1日閲覧)。
- (28) Thibodeau, Patrick (2001) “HIPAA Privacy Rules under Fire in Washington,” <https://www.computerworld.com/article/2590865/hipaa-privacy-rules-under-fire-in-washington.html> (1996年4月1日閲覧)。
- (29) セキュリティールの主たる目的は、HIPAA対象事業者が作成・受信・使用・維持・送信する電子化された個人の健康情報を保護するための基準を設定することであった。また、セキュリティールでは、リスク分析の実施と、物理的・技術的・管理的な様々な保護措置の実施が義務付けられてこゝ、Hales, Maggie (2020) “HIPPA is Not Political,” <http://thehipaaetool.com/hipaa-is-not-political/> (1996年4月1日閲覧)。
- (30) Peel, Deborah (2006) “Privacy and Health Research Can Co-exist,” *Government & Policy*, <https://www.healthcareitnews.com/news/peel-privacy-and-health-research-can-co-exist> (1996年4月1日閲覧)。
- (31) 例へば次を参照、Stein, Rob (2003) “Patient Privacy Rules Bring Wide Confusion,” <https://www.washingtonpost.com/archive/politics/2003/08/18/patient-privacy-rules-bring-wide-confusion/ba0d516a-7477-41dc-9d7b-6343967bf4c3/> (1996年4月1日閲覧)。
- (32) HITECH法は他にも、侵害通知規則の新設、HIPAA遵守の責任をシステムに拡大、電子健康記録(HER)を導入するプロバイダーと病院に対する財政的インセンティブを確立した、Hales, Maggie (2020) “HIPPA is Not

Political,” <https://thehipaaetool.com/hipaa-is-not-political/> (11月11年9月11日閲覧)。

- (33) <https://www.hhs.gov/hipaa/for-professionals/privacy/laws-regulations/combined-regulation-text/omnibus-hipaa-rulemaking/index.html> (11月11年9月11日閲覧)。

- (34) Freudenberg, Milt (2009) “And You Thought a Prescription Was Private,” *The New York Times*, <https://www.nytimes.com/2009/08/09/business/09privacy.html> (11月11年9月11日閲覧)。

- (35) GAOの批判は、HHSのによる匿名化方法のガイダンス公表の遅れ、違反行為の調査手続きの不備、監査プログラムの本格的施行の遅れを指摘すべきであった。

- (36) 具体的な内容としては、選択バイアスや研究の効率性、研究の放棄、研究における匿名化データの有効性、プライバシー侵害に対する懸念による研究への消極的な姿勢などがある (Nass et al. 2009: 66-69)。

- (37) 医療情報のプライバシー保護に価値を置く理由は様々である。例えば、プライバシーを人間の本質的な権利とみなす、プライバシーを尊重するならば、人間に対して道徳的な独自性を与えるべきであるとの見方がある (Terry and Francis 2007)。また、プライバシーにおける価値が、個人の自律性や尊厳などをもつた他の価値を促進する点にあることを強調する見方もある (Solove 2006)。

- (38) Harris Equifax (1993) *Health Information Privacy Study*, <https://archive.epic.org/privacy/medical/polls.html> (11月11年9月11日閲覧)。

- (39) 例えば、減税、州への財政支援、インフラに対する支出の増加が雇用に与える影響や、雇用を創出する時期、景気刺激策による期待される雇用形態、人口構成の変化についての分析が行われてこそ、Romer, Christina and Jared Bernstein (2009) “The Job Impact of the American Recovery and Reinvestment Plan,” https://www.economy.com/mark-zandi/documents/The_Job_Impact_of_the_American_Recovery_and_Reinvestment_Plan.pdf (11月11年9月11日閲覧)。

- (40) Congressional Research Service (2009) “American Recovery and Reinvestment Act of 2009 (P.L. 111-5): Summary and Legislative History,” p. 2, <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R40537> (11月11年9月11日閲覧)。

(41) 会議に参加した下院議長のナンシー・ペロシ (Nancy Pelosi) の発言を参照、<https://web.archive.org/web/20090129065118/http://www.newsday.com/services/newspaper/printedition/saturday/news/nybzecon246010682jan24,0,7242108.story> (11〇111年四月1〇日閲覧)。

(42) S.1-American Recovery and Reinvestment Act of 2009, 111th Congress (2009-2010), <https://www.congress.gov/bill/111th-congress/senate-bill/1> (11〇111年四月111日閲覧)。

(43) 下院にてござる Roll Call 46 Bill Number: H. R. 1, <https://clerk.house.gov/Votes/200946?Date=1%2F28%2F2009> (11〇111年四月111日閲覧)、上院にてござる Roll Call Vote 111th Congress - 1st Session, https://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_votes/vote111/vote_111_1_00059.htm (11〇111年四月111日閲覧) を参照。

参考文献

(日本語文献)

- 天野拓 (11〇111) 『オバマの医療改革：国民皆保険制度への苦闘』勁草書房。
- 天野拓 (11〇〇九a) 『現代アメリカの医療改革と政党政治』ミネルヴァ書房。
- 天野拓 (11〇〇九b) 「医療保障制度改革をめぐる政党政治の変容：対立の激化とその背景」五十嵐武士・久保文明編『アメリカ現代政治の構図：イデオロギー対立とそのゆくえ』東京大学出版会、二一八一一一〇六頁。
- 岩屋孝彦・天地麻由美 (11〇〇〇) 「クリントン政権、個人の医療情報保護に関する規則を公布」『アメリカンレポート』第五巻、第五号、一一一三頁。
- 栗原千絵子・斎尾武郎 (11〇〇一一) 「米国HIPA A施行における診療情報保護の課題」『臨床と薬物治療』第一二一巻、第七号、六八一一六八八頁。
- 近藤倫子 (11〇一五) 「医療情報の利活用をめぐる現状と課題」『情報通信をめぐる諸課題（科学技術に関する調査プロジェクト11〇一四）』、六九一九二頁。

近藤康史（一〇〇九）「構築主義的政治理論の二層モデル・イギリス労働党のEU政策を事例とした試論」小野耕二編『構成主義的政治理論と比較政治』ミネルヴァ書房、一七九—二四頁。

佐藤智晶（一〇一三）「米国と欧州における医療情報法制をめぐる議論」『PARI-WP』第九卷、一一一五頁。

佐藤智明（一〇一七）「アメリカ合衆国における医療情報法制の展開と医療安全の推進」『青山法学論集』第五九卷、第一号、一—八頁。

坂井誠（一〇一〇）「医療制度改革に見るブッシュ政策の特徴・一〇〇三年メディア改革を題材として」『恵泉女学園大学人文
学部紀要』第一七卷、二一一五〇頁。

品川佳満・橋本勇人（一〇一七）「アメリカで発生した医療提供者による個人情報に関する事故原因の図式化」『川崎医療福祉学会誌』第二六卷、第一号、二六四—一七二頁。

宗前清貞（一〇〇八）「医療供給をめぐるガバナンスの政策過程」『年報政治学』第五九卷、一〇〇—一二四頁。

中井歩（一九九九）「政策立案過程におけるアイディア・クリントン政権による健康保険制度改革の立案（一）」『法学論叢』第一四六卷、第二号、一三一—四三頁。

中井歩（一〇〇〇）「政策立案過程におけるアイディア・クリントン政権による健康保険制度改革の立案（二）」『法学論叢』第一四七卷、第六号、六一—八三頁。

西岡晋（二〇一二）『日本型福祉国家再編の言説政治と官僚制・家族政策の「少子化対策」化』ナカニシヤ出版。

西岡晋（二〇一二）「第八章 シュミットの言説的制度論」岩崎正洋編『政策過程の理論分析』三和書籍、一三三—一四八頁。

西岡晋（二〇〇三）「医療供給制度改革の政策レジーム分析・供給抑制型政策への転換をめぐって」『公共政策研究』第三卷、一四八—一五八頁。

稗田健志（一〇一〇）「現代アメリカにおける高齢者介護政策の政治過程・『改革』なき漸進的制度変化の一事例として」『季刊
家計経済研究』第八八号、七二一八〇頁。

堀真奈美（一〇一三）「医療政策の価値規範」『公共政策研究』第一三卷、三二一四五頁。

松本俊太（一〇一五）「医療制度改革において大統領は重要か？：ビル・クリントンとバラク・オバマの比較」『名城法学』第六五巻、第一号、一九二一—二二一頁。

水谷（坂部）真里（一〇〇七）「アメリカ福祉国家の再編（一）：リスクの「私化」と一九九〇年代の分岐点」『名古屋大學法政論集』第一二一〇号、一—二一九頁。

水谷（坂部）真里（一〇〇八）「アメリカ福祉国家の再編（二）：リスクの「私化」と一九九〇年代の分岐点」『名古屋大學法政論集』第一二一一号、一三三一—一四六頁。

水谷（坂部）真里（一〇〇九）「アメリカ福祉国家の再編（三）：リスクの「私化」と一九九〇年代の分岐点」『名古屋大學法政論集』第一二一九号、七五一—一〇五頁。

山岸敬和（一〇一四）『アメリカ医療制度の政治史』名古屋大学出版会。

竜聖人（一〇一九）「医療供給制度改革における変化の中の一貫性：「医療機能の分化・連携」というアイデイアの形成と共有・受容」『公共政策研究』第一九巻、九〇—一〇一頁。

（外国語文献）

- Béland, Daniel and Alex Waddan (2008) "The Politics of Social Policy Reform in the United States: The Clinton and the W. Bush Presidencies Reconsidered," *Social and Economic Dimensions of an Aging Population Research Papers*, No. 232, pp. 1-37.

Bodenheimer, Thomas (2005) "The Political Divide in Health Care: a Liberal Perspective," *Health Affairs*, Vol. 24, No. 6, pp. 1426-35.

Bunce, Victoria C. (2001) "Medical Savings Accounts: Progress and Problems under HIPPA," *Policy Analysis*, No. 411, pp. 1-40.

Glennerster, Howard and Robert C. Lieberman (2011) "Hidden Convergence: Toward a Historical Comparison of U. S. and U. K.

- Health Policy,” *Journal of Health Politics, Policy and Law*, Vol. 36, Issue 1, pp. 5-31.
- Hacker, Jacob S (1997) *The Road to Nowhere: The Genesis of President Clinton’s Plan for Health Security*, Princeton: Princeton University Press.
- Hirbert-White, Jane (1996) “Health Policy: Who Won What in the Kassebaum/Kennedy Struggle ?,” *Health Progress*, Vol. 77, No. 6, pp. 10-13.
- Lieberman, Robert C. (2010) “Ideas and Institutions in Race Politics,” *APSA 2010 Annual Meeting Paper*, pp. 1-31.
- Morone, James A. (2016) “Partisanship, Dysfunction, and Racial Fears: The New Normal in Health Care Policy,” *Journal of Health Politics, Policy and Law*, Vol. 41, No. 4, pp. 827-846.
- Nass, Sharyl J., Laura A Levit, and Lawrence O. eds. (2009) *Beyond the HIPAA Privacy Rule: Enhancing Privacy, Improving Health Through Research*, Washington: The National Academies Press.
- National Research Council (2000) *Networking Health: Prescriptions for the Internet*, Washington: The National Academies Press.
- Quadagno, Jill (2004) “Why the United Stats Has No National Health Insurance: Stakeholder Mobilization Against the Welfare State, 1945-1996,” *Journal of Health and Social Behavior*, Vol. 45, pp. 25-44.
- Rees, Morgan T. (2020) “A Discursive Institutional Approach to American Foreign Policy: Principled and Cognitive Interpretations of Bosnia,” *Contemporary Politics*, Vol. 26, Issue 2, pp. 226-243.
- Ross, Fiona (2013) “Bringing political identity into discursive and ideational analysis: Welfare reform in Britain and the United States,” *British Politics*, Vol. 8, Issue 1, pp. 51-78.
- Schmidt, Vivien A. (2002) “Does Discourse Matter in the Politics of Welfare State Adjustment?,” *Comparative Political Studies*, Vol. 35, Issue 2, pp. 168-193.
- Schmidt, Vivien A. (2008) “Discursive Institutionalism: The Explanatory Power of Ideas and Discourse,” *Annual Review of*

Political Science, Vol. 11, pp. 303-326.

Schmidt, Vivien A. (2009) “Putting the Political Back into Political Economy by Bringing the State Back in Yet Again,” *World Politics*, Vol. 61, Issue 3, pp. 516-546.

Schmidt, Vivien A. (2011) “Reconciling Ideas and Institutions through Discursive Institutionalism,” in Daniel Béland and Robert Henry Cox (eds.) *Ideas and Politics in Social Science Research*, Oxford: Oxford University Press, pp. 47-64.

Solove, Daniel J. (2013) “HIPAA Turns 10: Analyzing the Past, Present, and Future Impact,” *84 Journal of AHIMA*, Vol. 22, pp. 23-28.

Scottm Charity (2000) “Is Too Much Privacy Bad for Your Health? An Introduction to the Law, Ethics, and HIPAA Rule on Medical Privacy,” *Georgia State University Law Review*, Vol. 7, Issue 2, pp. 481-530.

Skocpol, Theda (1995) “The Rise and Resounding Demise of the Clinton Plan,” *Health Affairs*, Vol. 14, No. 1, pp. 66-85.

Skocpol, Theda (1997) *Boomerang: Health Care Reform and the Turn against Government*, New York: W. W. Norton.
Steimmo, Sven and John Watts (1995) “It’s Institution, Stupid: Why Comprehensive National Health Insurance Always Fails in America,” *Journal of Health Politics, Policy and Law*, Vol. 20, No. 2, pp. 329-372.

Solove, Daniel J. (2006) “A Taxonomy of Privacy,” *University of Pennsylvania Law Review*, Vol. 154, No. 3, pp. 516-518.

Terry, Nicolas and Francis, Leslie P. (2007) “Ensuring the Privacy and Confidentiality of Electronic Health Records,” *University of Illinois Law Review*, Vol. 2007, No. 2, pp. 681-736.

Weiner, Terry (2007) “Touching the Third Rail: Explaining the Failure of Bush’s Social Security Initiative,” *Politics and Polity*, Vol. 35, Issue 4, pp. 872-897.

White, Linda A. (2017) *Constructing Policy Change: Early Childhood Education and Care in Liberal Welfare States*, Toronto: University of Toronto Press.


~~~~~  
翻 訳  
~~~~~

翻訳 著者不詳 「ヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルス」

川 又 祐

2018年11月、フーベルト・ハイッス (Hubert Heiss) 駐日オーストリア大使による特別講演が日本大学法学部において開催された。特別講演後、ハイッス大使から、2019年に日本・オーストリア外交樹立150周年を記念して展覧会が開催されることをお聞きした。この記念展覧会「ウィーン・モダン クリムト、シーレ 世紀末への道」において、グスタフ・クリムトやエゴン・シーレの作品と並んで、驚くことにヨハン・セバスティアン・ランピ (子) 作のヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルスの肖像画が展示された⁽¹⁾。カメラリストなかんずくゾネンフェルスの肖像画が国内で展示されたのはおそらく初めてであろう。2019年は奇しくも日本大学創立130周年の年でもあった。ハイッス大使は、2019年12月、日本大学管弦楽団がサントリーホールで日本大学創立130周年記念特別演奏会を開催した際、光栄にも来場してくださった。

本稿は、ヴァルツバハ (Constant von Wurzbach. 1818-1893) が、1750年から1850年まで、オーストリア帝国領内において誕生し、あるいは同地において生活し活動した重要人物の伝記を編纂した『オーストリア帝国伝記事典』 (*Biographisches Lexikon des Kaiserthums Oesterreich*) 全60巻中の第35巻に掲載されている項目「ヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルス」の翻訳である。本文は、前後半に分かれている。前半はゾネンフェルスの伝記本文 (pp.317-328)、後半は「1. ゾネンフェルスによって公刊された著書、年代順一覧」以下、ゾネンフェルスに関する資料の説明となっている (pp.328-343)。本稿は、前半の伝記部分の翻訳である。

凡例

括弧（）、〔〕の用例は原文のままである。〔〕内に示された巻数、頁数は『オーストリア帝国伝記事典』のものである。

括弧「」、『』はドイツ語引用符 „ “ の箇所を表している。『』は書名を表している。

括弧【】は、翻訳者が便宜的に挿入した原文の頁数である。

括弧〔〕は翻訳者による訳文の補足、そして原語の表記を表している。

翻訳

【p.317】ヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルス（政治家、1732年、モラヴィアのニコルスブルク [Nikolsburg in Mähren] に生まれ、1817年4月25日ウィーンに歿する）。ゾネンフェルスの年齢や死亡日については、別のものも挙げられている。私たちには、84歳で、1817年4月26日歿があり、さらに87歳で、24日歿、などなどがある。ウィーン市の死亡台帳 [Todtenverzeichniß] では——それは【p.318】とりあえず最も信頼できる資料である——、1817年4月25日、85歳、ヴォルツァイレ [Wollzeile] 827番地で、老衰で亡くなる、とされている。この記録に従うと、上記の申し立てが確定されるのである。ゾネンフェルスはイスラエル人の系統である。彼の祖父は、イスラエル人の学者であり、ベルリンのマルク・ブランデンブルクのオーバーラントラビ [Oberlandesrabbiner、ユダヤ教聖職者] である。ペルリン・リップマン [Perlin Lipmann] という名前であったゾネンフェルスの父親は、洗礼を受け、ニコルスブルクへ移住した（父親についての詳細は、332頁を見よ）。ヨーゼフは、弟フランツ [Franz] 同様、モラヴィアとニーダーエストライヒとの境界にある有名なモラヴィアの小都市、その領主がディートリヒシュタイン侯爵家 [das Fürstenhaus Dietrichstein] であったニコルスブルクに誕生した（後者の弟については、個別の項目315頁を見よ）。ユダヤ人出生簿は、〔その作成が〕1735年にやっと始まったので、ゾネンフェルスの誕生日、誕生年は確定できない。ニコルスブルクの領主カール・フュアスト・ディートリヒシュタイン [Karl

Fürst Dietrichstein] [第3巻、302頁] は、[ゾネンフェルスの] 父に對してすでに大きな厚情を示し、彼の息子たちに對しても同じように親切であった。老齢になってもゾネンフェルスは、少年のころ、その勤勉さの褒美に主君からもらった何枚かのグロッشن硬貨を見せることがあった。ヨーゼフは、生まれ故郷のピアリスト派ギムナジウムに通ったが、彼自身の主張によるとあまり勉強はせず、「ハンガリーの荒野の牧夫のような」ラテン語を話した。当時のスタイルに従って彼は、ウィーンで哲学の講義を聴き、彼が学校の哲学を学び終えた時、彼は13歳を数えたばかりであった。さて16歳まで、彼の学業は停滞していた。しかしそれを打ち破るのは、多くの若者の生活に浮かぶ決心しかない。すなわち聖職者あるいは僧侶になる決心である。それはすぐに再び消えてしまうので、あまり意味を持たない発作である。それがゾネンフェルスにも起きたのである。その間に父親が厄介な状況に追いやられ、ある村へ転居した。村ではゾネンフェルスは、しつけも指導もないまま、ほとんど手に負えずに生活した。そして、彼は突然兵士になりたいという気持ちを感じて、実際に兵士になってしまったのである。彼は今やヨーゼフ・ヴィーナー [Joseph Wiener] [彼がどのようにしてこの名前になったのかは、ゾネンフェルスの父親に関する資料を見よ] という名で、ドイツマイスター連隊に仕えた。それは、当時18世紀中葉、クラーゲンフルト [Klagenfurt] に駐屯していた。この連隊にゾネンフェルスは5年間留まり、その間に伍長 [Unterofficier] に昇進した。しかしこの5年間は、彼にとって無益なものではなかった。彼の大佐ラスヴィイツ男爵 [Freiherr von Laßwitz] と大尉エルヴェニヒ男爵 [Freiherr von Elvenich] は彼に親切であった。軍務で許された多くの余暇を、彼は、勉強での遅れを取り戻すことに費やした。彼はとりわけ語学に取り組み、連隊がボヘミヤにやってきた時、フランス人脱走兵からはフランス語を、ソボトカ [Sobotka] やユングブンツラウ [Jungbunzlau] の少女からは、ゾネンフェルスが自分自身で書いた伝記の断片 [Fragmente]⁽²⁾ の中で伝えて

いるように、ボヘミヤ語を習得している。その際彼は、たくさん、もちろんすべて何でもかんでも、ローエンシュタイン [Lohenstein]、クリップハウゼン [Klipphausen]、テランダー [Telander]、ノイキルヒェン [Neukirchen] を読み、ホーフマンスヴァルダウ [Hofmannswaldau] 流の詩を作り、そのかたわらで鍊金術 [Alchymie] を学んだ。頻繁に駐屯地を変えた連隊は、ついにハンガリーからウィーンにやって来た。その間に父親の資産状況がある程度改善され、軍人身分としての見通しが思わしくなかったので、ゾネンフェルスは除隊することを考えた。【p.319】皇后の第二上級ホーフマイスター [Obersthofmeister] 夫人であったトラウトソン [Trautson] 侯爵夫人と、当時の大公ヨーゼフのカンマーへア [Kammerherr] であったヨハン・カール・ディートリヒシュタイン [Johann Karl Dietrichstein] 伯爵の仲裁によって、ゾネンフェルスは除隊を認めてもらった。しかし今や重要なのは、一生の職業選択であった。彼は、ウィーン大学で当時の自然法教授マルティーニ [K. A. Martini] [第17巻、33頁] の講義を聞いた。ゾネンフェルス自身が書いているように、マルティーニの簡潔で説得力のある講義によって、彼は初めて考えることを教えられたのである。当時、ニーダーエストライヒ政府において通訳 [Dollmetsch] として勤務し、そしてヘブライ語で授業をしていた父親のもとで、彼はヘブライ語と中世ラビ語 [rabbinisch] を習得した。法律学の勉強を終えた後、彼は、最高司法機関の宫廷参議官 [Hofrath der obersten Justizstelle] であるフォン・ハルティヒ [von Hartig] 伯爵のもとで法実務を積み、2年間活動した。だが自分の職業の労働以外に彼は、文学にも関心を抱き続けていた。すなわちドイツ語、本来の高地ドイツ語に対して関心が呼び起こされた。それは当時のウィーンではほとんど無視されていたものである。宫廷図書館職員の机上にドイツ文学の本があるのに気づいて、そのニコライ [Nicolai] の力強い筆致で書かれた一節を偶然読んだことによって、彼はとりわけ衝撃を受けた。そこにはこう書いてあった。「オーストリアには、他のドイ

ツ語諸国の注目を受けて当然の作家がまだ一人もいない。趣味 [Geschmack] の良さは、少なくとも、ようやく幼少期にあったドイツ語に関しては、1730年ごろのザクセンやブランデンブルクがすでに到達していた状態には及ばない。他のドイツ語諸国全体で不満の口笛が吹かれているシャイプ [Scheib]、シェーナイヒ [Schöneich]、ゴットシェト [Gottsched] は詩人と名のっているが、これらの惨めな作家のうち自国民 [Eingeborner] はほとんど一人もいない。最初ゾネンフェルスは、このベルリン人の情け容赦ない言葉に国民的侮辱だけを感じ取っていた。だが、落ち着いてしっかりとそれを考えると、物事が違って見えたのである。熟考の結果、彼は、オーストリア以外の国々でも賞賛される作家になる決心をした。この頃（1761年）フォン・リーガー [von Riegger] 教授 [第24巻、121頁] は、ウィーンにドイツ語学会 [eine gelehrte deutsche Gesellschaft] を設立し、ゾネンフェルスもそれに加入するよう招かれた。ボブ [Bob] [第2巻、2頁]、カウツ [Kauz] [第11巻、90頁]、マルティーニ、シュペルゲス [Sperges]、シュピールマン [Spielmann]、トゥーゲート [Thugut] などが会員だった。ゾネンフェルスは入会した。だが、[学会への] 援助〔者〕を見つけ、気の利いた運営がされたならば、有益になることができたであろうこの学会は、すぐに崩壊した。ゾネンフェルスは、その学会の中で、次のような多くの講演や講義を行った。貴族について、マリア・テレジアについて、母国語を研究する必要性について、などなど。それらは彼の著書の中に引用されている。ゾネンフェルスは、ドイツ文学を研究することを通じて、無意識に急き立てられたこの新しい方向の中で、出世を確実にするために、講座、ドイツ文学のそれに注意を向けたが、それはすでに——ポポヴィッチュ [Popowitsch] [第23巻、108頁] が——就いており、その結果、彼の願いは却下された。自分の知識と好みにふさわしい地位を獲得しようとする別の試みも同じく失敗し、最終的に父親からの【p.320】世話を抜け出すために、年俸400フローリンで、親衛隊会計係 [eine Rechnungsführerstelle bei der

Arcièreengarde] の職に応じた。だが、この取るに足りない、そしてゾネンフェルスの才能や実行力に見合わないこの職を通じて、彼の将来を決定づける運命の転機がもたらされた。親衛隊の筆頭副官は当時、エルンスト・ゴットリープ・フライヘア・フォン・ペトラッシュ将軍 [der General Ernst Gottlieb Freiherr von Petrasch] [第22巻、104頁、資料1] で、教養と人間性に優れた人物であった。職務上の接触はすぐにはとんど親密なものとなっていました。将軍は、若くて才氣あふれる、前向きな人物に強い関心を抱いた。そしてゾネンフェルスが務めている職がどうみても彼にふさわしくない、とすぐに気づいた。ペトラッシュは、機会があり次第、ゾネンフェルスを自分と親交のあったフォン・ボリー男爵 [Freiherr von Borie] [第2巻、66頁]、陛下に影響力のあった人物に推薦した。フォン・ボリー男爵を通じて、ゾネンフェルスは1763年、ウィーン大学政治学教授職を手に入れ、今や得意満面となった。給料は当該職にまったくふさわしくない金額、年俸500フローリンと査定されたが、すぐに、当時の枢密参議官フォン・ケニヒ男爵 [Staatsrath Freiherr von König] の抗議でそれは1200フローリンに増額された。ゾネンフェルスは、アルネート [Ritter von Arneth] が述べているように、この職にあって、当時大陸全体に浸透していた新しい理念を忠実に、時には用心深く代弁するようになった。その立派な講義とその熟練した内容によってすぐにゾネンフェルスは、若者からの好意と尊敬を獲得していった。定期刊行物の中で彼は、数世紀の間に文化の樹 [der Baum der Cultur] に顕著となってきた、その発展を阻害してきたあらゆる弊害、すなわち迷信、利己主義、教育の著しい不足、貴族の偏見、過剰で役に立たない修道院、養育院 [Asyl]、そして避難所 [Freistätten] などなどに反対した。彼の見解の率直さから彼に敵がいなかったわけではないことは簡単に分かる。彼に対して秘密裏にまた公然と非難が出された。だが偉大なる皇后陛下はそれに惑わされることはなかった。劇場での下卑た話や、即興劇の馬鹿さ加減に対してゾネンフェルスは、執拗に論争を開始した。そ

のためすぐに舞台で嘲笑されたが、彼はそれを気にもかけなかった。即座にゾネンフェルスとハンスヴルスト [Hanswurst、道化役]との間で生死をかけた論争が勃発した。ハンスヴルストは、ペンに対抗して打籠 [Pritsche] を使ったやり方で自分の存在を守り、どんな攻撃にも、大きな打撃を受けず、糞投げのしっぺ返しもしなかった。クレム [Klemm] によって書かれた喜劇『パルナソス山へ移された緑色の帽子 [Der auf den Parnab versetzte grüne Hut]』の中で、ゾネンフェルスは、ハンスヴルスト本人として舞台に出された。ゾネンフェルスの服装、歩き方、ふるまい、つまりゾネンフェルスの人物全体がそっくりものまねされた。イタリア人も喜歌劇の中で二度、そのように侮辱している。俳優たちの下品さによって——その下品さには、いずれにせよ彼らの歴史があり、残念ながら歴史記述家がいたわけではない——、シュムツァー [Schmuzer] によって彫られたゾネンフェルスの肖像画 [肖像画10番を見よ] とまったく同じように、(当時のハンスヴルスト役 [Bernardon. ベルナルドン] の本名クルツ [Kurz] が入った) ベルナルドンの肖像画が、(ランデラー [Landerer] によって) 一枚の銅版画に彫られるようになったほどであり、その結果、〔2つの版画を並べると〕両者の顔が見つめあう【p.321】ようになつたのであった⁽³⁾。だがゾネンフェルスは、一度足を踏み入れるとどんなものにも屈することはなかった。ゾネンフェルスの論文に対して申し立てられた苦情を、皇后マリア・テレジアがある講演で解決した時のことである。「コメディアンたちはお荷物であり、お荷物であり続けます。そして宮廷参議官フォン・ゾネンフェルスは、批判を書くよりももっと良いこともできるのです。マリア・テレジア」と。ゾネンフェルスは、それに動搖することなく、実際に、さらにこうしたお荷物に対抗することが何より良いことだと考えた。しかも彼はそれらを通じて、オーストリアの舞台改革者となった。それは彼に「オーストリアのレッシング [Lessing]」と呼ばれる名誉をもたらした。彼は多くの、そして不当な仕打ちを乗り越えることができた。上述したように、その対象がゾネ

ンフェルスであったあらゆる攻撃や非難は、成功することはなかった。1767年、ウィーン大学でフォン・ケース [von Kees] によって擁護された学説が、官僚社会、上流社会に公式の混乱を引き起こした時、ゾネンフェルスは、まさに宗教を嘲笑する者、皇帝を侮辱する者、若者をそそのかす者と言われるようになった。その問題は見逃されずに調査されたが、それによって、ゾネンフェルスが、皇帝・国王参議官という称号を受け取るという結果となったのである。ゾネンフェルスは、自分の講演や雑誌を通じて活動した。それらは、次のような時として全く風変わりな表題を持っている。『誤認されし者 [Der Verkannte]』、『偏見なき人 [Der Mann ohne Vorurtheil]』、『テレジアとエレオノーレ [Theresia und Eleonore]』などなど、大変に刺激的で啓蒙的である(328頁、彼の著作目録を見よ)。私たちは、文化や国家の様々な方向に大きく及ぼした影響を詳細に叙述する前に、ここで彼の公職歴を簡潔に概観する。やや長期の教職活動の後、彼は、皇帝・国王参議官、1779年には宫廷参議官になった。彼は——28歳で——遅れて公職歴に踏み入れたにもかかわらず、勤続年数20年足らずで宫廷参議官という堂々たる職に昇進した。それ以外にも彼は、研究・宫廷委員会 [Studien-Hofcommission]、検閲・宫廷委員会 [Censur-Hofcommission]、さらに立法問題宫廷委員会 [Hofcommission in Gesetzsachen] の委員 [Beisitzer] として招かれ、最後のものについては副委員長 [Vice-Präsident] に任命された。彼の功績をとくに表すものとして彼は1804年、聖シュテファン騎士団の小十字勲章 [Kleinkreuz des St. Stephans-Ordens] を受章した。ウィーン市当局は、1806年市民権授与を通じて彼に名誉を与えた。1810年には彼は、帝国・王国造形芸術アカデミー院長 [Präsident der k. k. Akademie der bildenden Künste] に選ばれた。その名誉職に彼は最期まで就いていた。晩年、現役ではあったものの、体が弱っていたので彼は、造形芸術アカデミーの式典には参加しても、一人で〔控えの〕部屋に動かずに入っていた。この機関に彼は自分の能力のかなりの部分を犠牲にしていた。そして戦争や、宮

廷と貴族の側の参加がなかったことによって、彼がカウニツ [Kaunitz] と連携して生み出したこの小さなもののがいかに破壊されていったのかを悲しみながら見ていた。それによって、高齢となってから、外国では啓蒙主義や発展の代表者と見なされるようになった彼は、年齢を重ねるごとに得られた慧眼で、国家は衰退をしている、つまり、国民が勝ち取った多くの成果が少しづつ海へ投げ捨てられていると気づいて、彼は不機嫌になっていったのである。そしてそれ以外には【p.322】——せいぜい、時折彼を訪れる友人にしか——、鬱憤を晴らす機会がほとんどなかったので、彼は芸術アカデミーが彼に提供してくれた機会を利用して、自分が経験した種々の失望に対する悲しみを話して気持ちを楽にしたのである。『新自由新聞 [Neue Freie Presse]』（1867年1195号）で初めて印刷された高齢政治家の文書は、当時の状況や、彼の変わらぬ率直さにいかに栄冠が与えられたのかについて、ゾネンフェルスが感じていた苦しみに際立った光を投じている。ゾネンフェルスが演劇界の改革に影響を及ぼした程度、彼がそこで戦わなければならなかった妨害、そしてそれにもかかわらず、時代や進歩的な良風 [Gesittung] の要請に合致した舞台をウィーンに作り出すことにどのようにして彼が成功したのか、は上で述べられてきた。あらゆる状況の中で優良な舞台が、国民教育と良風の強力な手段であり、手段であり続けるということが否定できない場合、ゾネンフェルスがオーストリアの改革者の中でこの面では第1位を獲得するのである。文学の面では、ドイツ人が帝国内で恥ずかしいと思う必要のない著述家にオーストリアでなるという任務を最初から立てていたゾネンフェルスは、ドイツ人著述家たちと種々の関係を築き、オーストリアに対して彼らの関心を呼び起こすことを彼は怠らなかったのである。このことで彼は多くの面で成功したが、もちろん完全に忘れることが必要とされる他の面で、ゾネンフェルスはつまづき、そして彼は、そばに危険な競争相手がいるという不安に迷わされて進んでしまった。そのことが、さもなければ賞賛すべきこの人物に影を落とすことになったのである。

すなわち、1768年以来、レッシングをウィーンに引き入れる試みが繰り返された時にゾネンフェルスが巻き込まれた醜聞のことである。残念ながらこれは、望ましい結末に到達しなかったことが知られている。何に失敗したのかは——レッシングをウィーンに連れて来る努力が盛んであったのに——、今日まで解明されていない。公刊されているゾネンフェルスからクロツツ〔Klotz〕に宛てた書簡や、レッシングの後の妻エヴァ・ケーニヒ〔Eva König〕からクロツツに宛てた書簡から、ゾネンフェルスがこの陰謀に深く関わっていたことは、もはや疑いようのないことである。ゾネンフェルスの生涯の中で、隠されていたわけではないが、こうしたまさに純粹ではない点が再び明るみに引き出されたのは、ごく最近の成り行きであったのである。それらの詳細は次の資料を参照せよ。「ゾネンフェルスとクロツツ〔Sonnenfels und Klotz〕」[336頁]、「ゾネンフェルスとレッシング〔Sonnenfels und Lessing〕」[337頁]。ゾネンフェルスは、非の打ちどころがなく、相対的に極めて賞賛すべきなのである。なぜなら、ウィーン大学の教員として、生き生きとした言葉と、著作とを通じてほぼ四半世紀活躍したからである。国家学の歴史をある程度まで知っている者は、どんな事態にあってもゾネンフェルスにはふさわしい地位をあてがわなければならない。オーストリアにおけるこうした方向の中で先駆的に登場したという事実以外に、彼が自分の見解において自己創造的であったかどうかは、ここでは問題とはならない。彼自身、他人の手柄を横取りするというのではなく、1763年皇后に宛てられた請願の中で、自分の講義計画を提示するよう要請されて、次のように【p.323】書いて明確に自分の資料を挙げたのである。「その価値が例外なく認識されているきわめて有名な著述家、『法の精神 [L'esprit de loix]』⁽⁴⁾、『商業の原理 [Les Elements du Commerce]』⁽⁵⁾、『商業の理論と実践 [La theorie et la pratique du Commerce]』⁽⁶⁾、そしてムロン [Melon]⁽⁷⁾、ピカール [Picard]⁽⁸⁾やデヴィド・ヒューム [David Hume] の類書、ドイツ語地域やフランス語地域の著述家ともども、が私の師であり、

彼らが私に一般原理を貸し与えてくれた」。ヨーゼフ・ファイル [Joseph Feil] は、彼の『大晦日募金、ゾネンフェルスとマリア・テレジア [Sylvesterspende: „Sonnenfels und Maria Theresia“]』の中で、この問題で行われた交渉を、帝国・王国教育省公文書館 [das k. k. Unterrichtsministerium] の文書に従って事細かに説明している。だが、彼の講義それ自体に関して言えば、彼は、『ポリツァイ学 [Polizeiwissenschaft]』の中で大規模にそして啓蒙時代の精神に従って国家学 [Staatswissenschaft] を教えた。しかし啓蒙時代は、正しくも、国家や国民生活の歴史的基盤に対する理解を失わせたと非難され、そして啓蒙時代は、最も素晴らしい、何世紀にもわたる経験によって得られてきた制度や成果を一方的に当時の哲学教説の下に置いたのである。ゾネンフェルスは啓蒙の人であった。彼がこの重要な教職に就いた時、彼は男盛りで激しており、アウゲイアスの家畜小屋掃除 [Säuberung des Augiasstalls] で大掃除をすることが重要であった状況の真っただ中で、多くの優良で健康な萌芽も一緒に〔抜き〕取ってしまった。彼はもっとゆっくり行うことができたであろう。彼がそれをしなかったのは、彼のせいというよりも、まだ中世的教説が機能していた国家の衰退した下部構造をできるだけ早く除去する必要性のせいであった。それによって得られた利益は、この過程で生じた、全体としては微々たる損失を十分に上回っていた。彼自身がどのように時代とともに歩んだのか、彼の学問分野における経験や変化をどのように考慮していたのか、それは、1765年に初版が刊行され、それから半世紀に8版が必要とされた彼の著作『ポリツァイ、商業、財政学の基本原理 [Grundsätze der Polizei, Handlung und Finanzwissenschaft]』の各版を比較することで納得できるはずである。そのように様々な版を比較することで、ゾネンフェルスがその時代の状況や考えをいかに顧慮していたかに気づかされるであろう。ところでそれは、教職にあったゾネンフェルスには簡単に行えたのである。言及したファイル [Feil] の文書 (10-33頁) は、どのような戦いに、ゾネンフェルスが自

分の講義の中で述べていた見解をめぐって耐えねばならなかつたのか、彼が1767年から1772年の間に繰り返し公に自分を正当化しなければならなかつたのか、を教えてくれる。もちろん彼は常に勝利をつかみ取り、彼の率直さと才能によって、時とともに彼に与えられることになるより高い顕職への道を切り開いていった。ハンスヴルストの迫害者としてゾネンフェルスがハンスヴルスト自身に対していくかにつらくあたつたのかはすでに上述されているが、進歩の人、啓蒙主義の代表者としてのゾネンフェルスはそれ以上うまくいかなかつた。彼に反対し、彼を公然と侮辱したのはまたもや舞台であったのである。俳優シュテファニー・デア・ユンゲレ [Stephanie der Jüngere] に任せられるべきことは、彼によって書かれた作品「流行のヨーデル歌手 [Der Jodler nach der Mode]」を通じて、ゾネンフェルスの記憶を傷つけることではなく、自分自身の思い出を辱めることである。なぜなら、シュテファニーは、ゾネンフェルスに照準を合わせて、ゾネンフェルスの【p.324】容貌、服装、ふるまいを嘲笑したこの風刺 [Pasquill] によって自らを裁いたのであった。ゾネンフェルスは、いずれにしても自分の恩人で、シュテファニーは〔自分に〕示された恩恵をそのようなやり方で彼に報いたのである。1779年以降、ゾネンフェルスは、研究・検閲委員会の調査参議官であった。彼はこうした身分で、書籍複製に票決を行つた。有名なウィーンの印刷業者トラットナー [Trattner] は、オーストリアで当時許されていた書籍複製の範囲を最大限に拡張することを目論んで、この目的のために、自分が複製しようとした最高の著述家の広範囲にわたる選書目録を作成した。この目録をトラットナーは、1784年12月3日、ウィーンのきわめて有名な著述家たちの審査にかけた。ブルーマウアー [Blumauer] は、トラットナーの目論見が法と正義に反していて、外国人に対しては恥ずべきで、非愛国的だと説明し、マスタリール [Mastalier] がこの計画を嫌悪すべきで不公正なものと呼んだ後、ゾネンフェルスは、ボルン [Born] とハシュカ [Haschka] と一緒にこの複製を追剥ぎと同一であるとした。官職に

あったゾネンフェルスは、ポリツァイ立法の問題に絶え間なく悩まされた。外国の立法とポリツァイ制度〔の情報〕を収集し、研究しながら、彼の主眼は、その中にある実際の明白な矛盾を探し出し、根拠のないもの、あるいは変化した時代状況によって不要となったものを取り除き、現在の要請に合致した精巧なものをもたらすことに向かれた。とりわけ今日でも重要な票決の問題、すなわち多数決による決定問題が後年、彼を悩ませた。それについて1801年、彼の意見が公刊された。それをめぐっては剽窃論争が巻き起こった。だがゾネンフェルスは、『イエナ総合文芸新聞 [Jenaer allgemeine Literaturzeitung]』に発表された書評で自分の出版物に対して、公正な評価を与えてくれた専門家をフォイエルバッハ [Feuerbach] に見出した。ゾネンフェルスに名誉市民権を与えたウィーンそれ自体のために、彼は多くの功績を上げた。彼の小さくはなかった功績には、やはり彼を不愉快な争いに巻き込んだ照明の改良があった。それについてはブルンナー [Seb. Brunner] が自分の『啓蒙時代の謎 [Mysterien der Aufklärungszeit]』で言及している。以前の照明賃借り人デュプレ [Fr. Norb. Duprée] によって市内の照明制度が崩壊した後、統治参議官 [Regierungsraath] という資格で、ゾネンフェルスは旧市街、新市街 [Vorstadt]、そしてグラシ [Glacis] 地帯の照明を2年以内で全く新しく作り直した。それは一般に満足のいく成功を成し遂げた。皇后マリア・テレジアは、ゾネンフェルスの功績を認め、1779年12月11日、ホーフカンツライの講演で次のように決定した。「ゾネンフェルスがこの仕事（照明）をうまく行ったので、ゾネンフェルスは、照明基金 [illuminations fondo] から2(000)フローリンの報償を継続的に受け、そして、彼に別に就かせる機会が来るまで、政府で勤務を続けられる宮廷参議官の称号を無給で継続すべし。署名 [manu propria]」と。使用人条令 [Gesinde-Ordnung] もゾネンフェルスは、改革の範囲の中に入れ、それに関しては高齢（1810）になってから、家庭生活、家族生活に重要で、考えられる以上にしばしば【p.325】非現実的に扱われてしまう領域での彼の長

年にわたる経験が明瞭に説明されている票決を著書で公刊した。彼の『内務行政便覧 [Handbuch der inneren Staatsverwaltung]』が完成しなかったことは、現存している断片を入念に検証すれば、残念に思われてならない。心の髓まで進歩の人であった彼自身、明らかになつた現象に少なからず驚いて、フランス革命と、最も大胆な思想家でも予測できなかつたその現象にゾネンフェルスは、一層悩まされた。彼のこれらに関する意見の結果を彼は1797年、『ドイツのメルクーラ [Deutscher Merkur]』で公表した。オーストリア刑法典の節 [Abschnitt] も大部分彼によるものである。暴動、すなわち、今日、刑法学者にはよく知られている主題について、ゾネンフェルスの時代ではとても新しいもので、ゾネンフェルス自身、「暴動」の十分な概念定義をどこにも見出すことができなかつた。長年ずっと、つまり晩年も彼を悩ませた次の主題は、法の決疑論 [Casuistik des Rechts] であった。彼は、この目的のために、有名な法律問題や世間の注目を集めた事件 [causes celebres] に関するすばらしいコレクションを作成した。彼は、コレクションについて、彼の見解や判断による注釈が施されている有名な法律事件は、彼の死後、上梓されるよう取計らわれるべしだと、繰り返し述べていた。それは行われなかつたし、このコレクションがどこに行ったのかは分かっていない。上記によって私たちは、ある党派からはきわめて高く評価され、別の党派からは不当かつ情け容赦なく侮辱された、この有名な政治家の簡潔な生涯像を提供しようとしてきた。彼に関しては、〔以下のことについて〕多くのことを話すことができるであろう。彼がボルン、ブルーマウアー、レツツァー [Retzer] とともに、フリーメーソンのウィーン支部における主要な指導者に数えられたフリーメーソン会員としての立場について。大部分をゾネンフェルスが占めていたユダヤ人特許 [Judenpatent] 起草への彼の関与について。彼が、あの忘れがたいファン・スヴィーテン [Gottfried van Swieten] と分担し合つた教育制度管理への活動について。この問題への彼の積極性、エネルギーがとても大きかつたので、

翻訳
著者不詳「ヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルス」(川又)

七五
(七五)

学識あるプロテスタントのシュレッツァー [Schlötzer] は彼を「大学の提督 [Universitätspascha]」と呼んだ。そして、ゾネンフェルスが、皇后に対してためらうことなく高利貸しを擁護し、忘れられない場面を演じた高利貸し特許への彼の関与について。ゾネンフェルスの発言を耳にして、皇后の信頼を得ていた司祭は、激して言った。「聖書にはこう書かれている。汝は高利をとってはならない」と。司祭は続けた。「私たちは、神の言葉を足蹴にして、神が禁じたことが罰せられないようになすべきなのか」と。ゾネンフェルスは答えた。「猊下、私たちおのれのは、高利貸しであり、神の恩寵により賞賛が与えられております。あなたご自身最もあくどい高利貸しです。4000フローリンと引き換えにあなたは陛下に対して敬虔なる務めを販売されています。私は、あなたの収入の20分の1と引き換えて、同じ務めを行うであろうしかるべき助任司祭を知っています。しかしながらは自分の才能で暴利をむさぼり、神の赦しを確信されておられる」と答えた。皇后はこの争いを終わらせた。「私は、アエスクラピウス [Aesculap] が高利貸しをどう評価しているか、ファン・スヴィーテンに尋ね、知るであろう」。〔こうして〕ファン・スヴィーテンが登場した。彼が皇后の質問にどう答えたのかは、ファン・スヴィーテンの生涯の素描の中で私たちは説明しよう。しかしながら 【p.326】 議論の結末は、高利貸し法は廃止されることはなかったというものであった。私たちは次のことを理解している。ゾネンフェルスが絶え間なく活動し、古いものにかたくなに固執することでよそでは大きくけなされてきたオーストリアを前に進めさせようと努力したこと。当てはまる場合には濫用を取り除きながら、革新を可能な限りそして生産的に促進しながら、オーストリア全体に、そして彼が生活し活動したウィーンに何よりも貢献したこと、である。多くの光が彼の活動、働きに心地よく輝き、温めてくれるゾネンフェルスのような人物に影があったということを、誰が疑おうとするか。彼にそれがなかったとしたら、ひとはそれを作り出したであろう。彼には多くの敵や反対者が常にいた。彼らを払いのけるために

は、精神のまれなる粘り強さ、人間の全能力、そして、老人の完全な思慮が必要であった。金文字でその記念碑の台座のモットーに「闘いから勝利へ、闇から光へ [Durch Kampf zum Sieg, durch Nacht zum Licht]」が書かれるにふさわしいひとは、彼以外には存在しないであろう。ゾネンフェルスには欠点があった。そしてそれが、改宗者の中に隠されてきたユダヤ人の匂いを依然として嗅ぎつけ、嫌っていた陣営に起こったように、彼に欠点があると陰口をきくことに疑念を持つことは一般的に必要ない。確かにゾネンフェルスには、10回キリスト教に改宗したユダヤ人のように桶一杯の洗礼水では洗い流せない多くのものがあった。たとえば、実践的精神、商業のエネルギーで、それは、古いラテン語の格言を思い出させる。すなわち、*gutta cavat lapidem non vi sed saepe cadendo* [滴は、力によってではなく、何度も落ちることによって、岩に穴をあける] であり、偏見や疑問の余地のない濫用を取り除くことが重要な場合における、理性の問題についての自由な直観、である。だがそれはすべて美德であり、瑕疵ではないのである。そして彼もそれらを十分に持っていた。彼は利己主義であった。とてつもないうぬぼれで満たされ、他人の才能に対して嫉妬深く、不寛容であった。とりわけ、彼らがゾネンフェルスに影を落としたり、彼の影響力を制限したり、あるいは彼を押しのけてしまうという場合にはそうであった。彼は名誉欲が強く、栄光や顕職を過度に目指した。だが、顕職にあっても、功績の一つもない何百、何千もの人間も持っていて、そして、私たちが公平であろうとするならば、ゾネンフェルスに認めなければならないこうした欠点は何を物語るというのか。私たちは、彼の功績を簡潔にまとめてみよう。そして、彼がそれをしてもらったように、エリザベート橋に立像を作ることで彼は正当に取り扱われたのか、尋ねよう。老齢になるまでゾネンフェルスの公的活動は続き、4人の統治者に仕え、彼の活動や作用において世のためになる影響力を行使した。困難な時代、何世紀にもわたる旧態依然とした慣行と自由放任によって善に対する感性が失われ、凝り固

まったく宗教狂信によってあらゆる啓蒙主義が敵視された時代に、彼は、趣味を良くすることに着手した。〔彼は、〕侮辱と不名誉に公然と耐え、ヨーゼフ2世統治期における啓蒙主義の中の常に最高位の穢れものとして、はためく旗を失望せず守り抜いた。比類ない粘り強さで何度も創刊された定期刊行物を通して、彼はいわば、ウィーン人の無関心で、考えることが嫌いなために怠惰となつた心によりよい認識の源泉を少しづつ、導き入れた。あらゆる改革は、それが趣味、風習、信仰、自由というより高い賜物に関わるにせよ、女性【p.327】に由来するということを正しく認識しながら、ゾネンフェルスは何よりも、機知に富む彼の伝記作者が述べているように、女性と少女を求めた。「文学という飴によって」勝つこと、これは偉大な美的行為を表すものではなく、その効果においては偉大な美的行為としばしば同じ重みを持っている。彼の時代にはまだ、舞台はイタリアのハーレキン〔Harlekin〕、ドイツのハンスヴルストが支配していた。即興の下賤な道化芝居は、その周りに数多くの、ただしあまり洗練はされていない観衆を集め、そして彼らは今日でもシェークスピア、レッシング、ゲーテ、シラーも立派に戦い取っていない勝利を祝した。それらと敢えて戦うことができるものは、知的なヘラクレス〔Hercules〕だけであった。ヘラクレスはヒドラ〔Hydra〕の首を切り落とした時、新しい首が再生しないように、彼はすぐに、血を流している胴体を火で焼いた。そのようなヘラクレスこそゾネンフェルスであった。彼はハンスヴルストの帝国、そしてクルツ・ベルナルドンの野蛮な帝国を打倒した。ゾネンフェルスにとってレッシングという名前は美しい、心を高揚させる記憶に結び付くのであるが、次の文が残っている。すなわち「レッシングはハンブルクとドイツにとって何だったのかは、オーストリアにとってそれはゾネンフェルスであった」と正しく書かれている。教師として彼は20年以上の長きにわたってたくさんの生徒を教育した。生徒たちの中にはその後、重要な政治家、卓越した学者、そのほかにも有能な、優れたオーストリア国民が発見される。拷問廃止に対する彼の功績は、

敵対者の側からのあらゆる非難にもかかわらず、大きい。そしてついに老齢になって、一部変化した政治状況と彼自身の体力の不足によって、時間の歯車〔の流れ〕を強力に押しとどめることができなくなつた時、彼は、帝国・王国造形芸術アカデミー副院長として、歴史や政治に中立的な領域で精力的に活動し、公的、政治的生活においてあらゆる抵抗が無益となり不可能となったことで今や、彼は反対派をこの領域から取り除いていった。上述したこと、ゾネンフェルスについてすべてがとても論じ尽くされているわけではない。ゾネンフェルスには、他の人たちとは異なり、彼のためにも、そして18世紀後半から19世紀前半の重要で内容豊かな時代の解明〔Aufklärung〕のためにも格別の伝記作家がふさわしい。前述する中で伝えられた勲章に加えて、次の事柄が言及される。ゾネンフェルスは、プロイセンから赤鷺勲章〔der rothe Adler-Orden〕を、デンマークからダンネブロ騎士団十字勲章〔das Commandeurkreuz des Danebrog〕を受章し、ミラノの美術アカデミーとエアフルトの学術アカデミーは彼をその会員に採用した、と。フィラデルフィア哲学協会の学位記は存命中、彼が目にすることはなかった。その後彼の後任にホルマイヤ男爵〔Freiherr von Hormayr〕が就いた。彼は、ウィーン大学〔Wiener Hochschule〕の哲学部、法学部の正規メンバーであり、1794年から1796年までその学長〔Rector magnificus〕であった。私たちはこの略伝を最もふさわしく、キュトナー〔Küttner〕が『ドイツの詩人と散文作家たちの特性〔Charaktere deutscher Dichter und Prosaisten〕』で行った簡潔だが機知に富む真実にあふれた次の記述で、締めくくる。すなわち「偉大な創造性、稀なる独創的美しさを持った著作ではないが、正直さと気高き博愛信念にあふれた、小さくも内情豊かな論文をゾネンフェルスは生み出した〔に過ぎない〕。その【p.328】最も本来的な理解において、彼は人間を著述した人物であり⁽⁹⁾、彼が多くの世界に関する知識と一般的善意とで完成した自分のすべての論文によって、彼はきわめて実り多い結果を経験したのであった。彼は自ら、刑事法、ポリツァイ制

度そして財政制度の改良を教え、その貫徹を助けた。これにより無数の人たちの幸福が増えた。彼は、断固とした勇氣で、舞台や講堂において誤った趣味に反対し、良い趣味を取り入れようと努めた⁽¹⁰⁾。ある時は雄弁家の装いで、ある時は社会的散文で飾られた彼の講演には、素朴さと容易さを融合した堅牢さと輝きが、そして感動的で懲罰的な道徳を融合した鋭敏な機知と笑いを誘う色気が見て取れる。勇敢さ、搖るがぬ精神力、分別、経験、純粹な趣味、そしてきわめて積極的な真理への愛⁽¹¹⁾によって、彼が書くものすべてに生気が吹き込まれ、そしてそれらによって、彼の素早い目にはおそらくあまりに些細にして小さく見えた文体のわずかな不揃いや汚点はほとんど目立つことはない」。以上、簡潔な略伝で要約された後、彼の反対者たちに対して次のように答えることができるが、覆すことのできない眞実に優るものはない。すなわち、「その人間がどうであったかではなく、彼が何を成し遂げたのか、それこそが歴史において価値を持っている」。そして私たちのゾネンフェルスの伝記は、やはり彼の業績の歴史に他ならない。これ以上の詳細〔は以下を見よ〕。彼の一代記、彼とクロツツやレッシングのような多くの同時代人との関係、彼に対するゲーテやグレファー〔Gräffer〕の人たちの彼に関する意見、彼の父親、彼の家族、彼の紋章、彼の遺書、彼の肖像画などについての資料は、以下のものを参照せよ。

1. ゾネンフェルスによって公刊された著書、年代順一覧【p.328】
2. 肖像画【p.331】
3. ゾネンフェルスの父親【p.332】
4. ゾネンフェルスの家族【p.333】
5. ゾネンフェルスの遺書【p.333】
6. ゾネンフェルスの墓所【p.333】
7. ゾネンフェルスの立像【p.334】
8. ゾネンフェルスの記念碑【p.334】

- 翻訳
著者不詳「ヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルス」(川又)
9. ゾネンフェルスの紋章 【p.335】
 10. ゾネンフェルスとボーマルシェ [Beaumarchais] 【p.335】
 11. ゾネンフェルスとクロツツ 【p.336】
 12. ゾネンフェルスとレッシング 【p.337】
 13. ゾネンフェルスと拷問の廃止 【p.338】
 14. ゾネンフェルスとゲーテ 【p.340】
 15. グレファーによるゾネンフェルスの人物描写 【p.340】
 16. ゾネンフェルスのメダル 【p.340】
 17. 原典 a) 独立の論文 【p.341】
b) ゾネンフェルス公刊物に関する雑誌論文やその他の著作 【p.341】

解題

ヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルスは、カメラリスト (Cameralist)、官房学 (Cameralism. Kameralwissenschaft) の代表者の一人として知られている。「ゾネンフェルスは、ウィーン大学に官房学の講座が初めて創設された際、その教授に任命された人物である。彼は、オーストリアにおいて歴代の神聖ローマ帝国皇帝に仕えた。とりわけゾネンフェルスは、女帝マリア・テレジア (Maria Theresia. 1717-1780) を支えた。ウィーンのマリア・テレジア広場 (Maria Theresien Platz) にあるマリア・テレジア像の南側台座壁面に、ゾネンフェルスは女帝を支えた行政官僚の一人として描かれている。またウィーン市庁舎広場 (Wiener Rathausplatz) には彼の立像が建てられている〔この立像は、原文326頁で言及されているエリザベート橋から市庁舎広場に移された〕。またウィーン中心部にはゾネンフェルスの名にちなんだ通り、ゾネンフェルスガッセ (Sonnenfelsgasse) もある。さらにベートーヴェンがゾネンフェルスにピアノ曲 (Sonata, piano, op.28, "Pastoral", D major) を献呈したことでも知られている。そして何より、ウィーン大学のアルカーデ

ンホーフ (Arkadenhof) には彼の胸像が飾られている。このように、官房学はもちろん、ウィーンそしてウィーン大学の歴史を語る際には、ゾネンフェルスは欠かすことはできない人物なのである」(Cf., 川又、pp.87-88.)⁽¹²⁾。

彼の生年は、本項に従えば1732年である。その一方で、*Allgemeine Deutsche Biographie* あるいは *Neue Deutsche Biographie* が「1733年あるいは1734年」としているように、現在も確定はされていない。彼の主著は、ウィーン大学における官房学の教科書『ポリツァイ、商業および財政の基本原理』であり、多くの版を数えている。本項「ゾネンフェルス」は、彼が1817年に歿した60年後に公刊されている。本項は、ゾネンフェルスの生涯だけではなく、上で示したように、1. ゾネンフェルスによって印刷された著書、年代順一覧から、17. 原典 a) 独立の論文、b) ゾネンフェルス公刊物に関する雑誌論文やその他の著作まで、17項目にわたって文献・資料が示されている。これらは、今日においても、ゾネンフェルスの足跡をたどるうえで重要な情報となっている。『オーストリア帝国伝記事典』に取り上げられている他の人たちの中には、これら関連の文献が示されていないものもあるだけに、ゾネンフェルスの伝記描写がとても充実していることが分かる。

原文は、1ページ二段組で、全文改行なしで構成されている。従って本稿も改行なしで表記している。そこではカメラリスト、教育者、官僚としてのゾネンフェルスだけではなく、啓蒙主義者であるゾネンフェルス、ハンスヴルストや演劇界に対峙したゾネンフェルス、トラットナーの書籍複製に反対したゾネンフェルス、ウィーンの照明を改善したゾネンフェルス、拷問を廃止したゾネンフェルスなど、彼の多方面にわたる功績が簡潔に記述されている。と同時に、レッシングへの対応のようにゾネンフェルスの批判されるべき行動も明らかにされている。本項は、ゾネンフェルスを光の面、陰の面、その面両から正当に評価しようとする姿勢が表れている。原文に関しては次の事柄に言及しておかなければならない。原文では、キュトナーを除いて、

とくに原典引用元を明示することなく引用が行われている。原典を遡ることができないのは惜しまれる。

本項「ゾネンフェルス」の著者名は不明である。本項の原文は、ウェブ上で公開されているものを利用している。

Anonym. „Sonnenfels, Joseph von,“ in : Wurzbach, Constant von (ed).

Biographisches Lexikon des Kaiserthums Oesterreich, enthaltend die Lebensskizzen des denkwürdigen Personen, welche seit 1750 in den österreichischen Kronländern geboren wurden oder darin gelebt und gewirkt haben. 35. Theil. Mit sechs genealogischen Tafeln. Mit Unterstützung des Autors durch die Kaiserliche Akademie der Wissenschaften. Wien. Druck und Verlag der k. k. Hof- und Staatsdruckerei. 1877. pp. 317-343.

<http://www.literature.at/viewer.alo?objid=11783&page=325&scale=3.33&viewmode=fullscreen>

https://www.wikiwand.com/de/s:BLK%C3%96:Sonnenfels,_Joseph_von#/google_vignette

訳者注

(1) 東京における展覧会は2019年4月から8月まで国立新美術館で開催された。その中でゾネンフェルスの肖像画は、フリーメーソンとの関連の中で展示された。展覧会の図録『日本・オーストリア外交樹立150周年記念 ウィーン・モダン クリムト、シーレ 世紀末への道』26、407ページにおいて、1：啓蒙主義時代のウィーン—近代社会への序章、1-2：フリーメーソンの影響、1-2-1：ヨハン・バプティスト・ランピ（子）、作家、啓蒙主義改革者ヨーゼフ・フォン・ゾンネンフェルス [sic]、1813年以前、油彩／カンバス、Wien Museum, Inv. No. 30.825として紹介されている。

この肖像画は、

Johann Baptist Lampi d. J. (Künstler), Josef von Sonnenfels, vor 1813, Wien Museum Inv.-Nr. 30825, CC BY 4.0, Foto: Birgit und Peter Kainz, Wien Museum (<https://sammlung.wienmuseum.at/objekt/44037/>)
で閲覧することができる。

(2) ゾネンフェルスの自伝「断片」は、ミュラー（Wilibald Müller）が採録している。Cf., Müller, p.13.

- (3) ゾネンフェルスの肖像版画（顔が左向き）は、キング・ライブラリー・デジタルコレクション（King Library Digital Collections）が公開している（Joseph von Sonnenfels: Dem Selben gewidmet von Seinem Freund Schmuzer. Gemalt von F. Mesner K. K. Maler. In Wien zu finden in der K. K. Kupferstecherakademie.）。
- <http://digitalcollections.sjlibrary.org/cdm/singleitem/collection/sjsuLBopor/id/190/rec/19>
- 一方、ベルナルドンの肖像版画（顔が右向き）は、フィラデルフィア美術館が公開している（Portrait of the Actor Joseph Felix von Kurz (1715-1784), known as “Bernardon.” Joseph von Kurz. Author und Berühmter Comicus unter dem Nahmen Bernardon. Dem Selben gewidmet von seinen Gönern. Gegraben von F. Landerer. Accession Number : 1985-52-20314）
<https://www.philamuseum.org/collection/object/12758>
- (4) 正しい書名は、*De l'esprit des loix*で、著者はモンテスキュー（Charles Louis de Secondat de la Brède et de Montesquieu. 1689-1755）と思われる。
- (5) 正しい書名は、*Elemens du Commerce* で、著者はフォルボネ（François Véron Duverger de Forbonnais. 1722-1800）と思われる。
- (6) 正しい書名は、*Theorie et pratique du commerce et de la marine* で、著者は、スペイン重商主義者ウスタリス（Geronimo de Uztariz. 1670-1732）と思われる。
- (7) ムロン（Jean François Melon. 1675-1738）。
- (8) 名前、生没年不詳。ファイルの引用では、„*le Traité General du Commerce* p. Ricard“ とされている（Feil, p.6）。ピカールが誤植だとすれば、正しくはリカール（Samuel Ricard. 1637-1717）と思われる。
- (9) 本項において、キュトナーの原文は、忠実に引用されているわけではない。ここでの「彼は人間を著述した人物である」は、原文では「彼は人間と生活全般を著述した人物である」（ein Schriftsteller der Menschheit und des gemeinen Lebens）となっている（Küttner, p.407.）。
- (10) キュトナーの原文では、「・・・取り入れようと努めた」の後に、「彼は、芸術家を啓蒙し励ましたことで、また多くの同胞への洗練された考え方で、まさに賞賛に値する。」（er hat wahres Verdienst um die Aufklärung und Aufmunterung des Künstlers, und um die verfeinerte Denkart vieler seiner Landsleute）が続くが、ここでは省略されている（Küttner, pp.408-409.）。
- (11) キュトナーの原文では、「真理への愛」ではなく、「祖国愛」（Vaterlandsliebe）となっている（Küttner, p.409.）。
- (12) さらに川又、97頁注(2)を見よ。この他にも、クレムス継続教育大学（Universität für Weiterbildung Krems）にはゾネンフェルスの名を冠した研究機関「ゾネンフェルスセンター」（Joseph von Sonnenfels Center an

der Universität Krems) がある。また、ウィーンのルートヴィヒ・ヴィクトー・ア・パレス (Palais Erzherzog Ludwig Viktor. Schwarzenbergpl. 1. Wien) の建物上部には、他の石像と並んで高さ2.5メートルのゾネンフェルスの石像がある。

<https://deu.archinform.net/projekte/24719.htm>

参考文献

川又祐「資料 ゾンライトナーに対するゾネンフェルスの直筆署名つき成績証明書」『研究紀要』日本大学通信教育部通信教育研究所、第35号、2022年。
国立新美術館、読売新聞社、ウィーン・ミュージアム編『日本・オーストリア外交樹立150周年記念 ウィーン・モダン クリムト、シーレ 世紀末への道』読売新聞東京本社、2019年。

Feil, Joseph, *Sonnenfels und Maria Theresia : Sylvester-Spende für Freunde zum Neujahr 1859.* Wien. Druck von Karl Ueberreuter.

https://books.google.co.jp/books?id=a38UmBnC1IAC&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbs_ge_summary_r&cad=0#v=onepage&q&f=false

Küttner, K. A., „Joseph von Sonnenfels.“ in : *Charaktere deutscher Dichter und Prosaisten. Von Kaiser Karl, dem Großen, bis aufs Jahr 1780.* Zweeter Band. Berlin. 1781. Bey C. F. Voß und Sohn. pp. 407-409.

<https://www.digitale-sammlungen.de/de/view/bsb10733512?page=1>

Müller, Wilibald, *Joseph von Sonnenfels. Biographische Studie aus dem Zeitalter der Aufklärung in Oesterreich.* Wien. 1882. Wilhelm Braumüller k.k. Hof- und Universitätsbuchhändler.

※ 本稿で示されている URL は、2022年3月現在のものである。

日本大学法学部機関誌執筆要領

令和3年11月18日機関誌編集委員会決定
令和3年12月15日 執行部会議承認
令和3年12月16日 教授会報告
令和4年 4月 1日 施行

1. 本要領の目的

本要領は、日本大学法学部機関誌編集委員会（以下「編集委員会」という）にかかる機関誌に投稿する際の基本的手順について定めるものである。

2. 投稿資格者

- (1) 法学部、法学研究科および法務研究科の専任教員、名誉教授および定年退職した元専任教員
- (2) 以下の者については、編集委員会の審議を経て単著の投稿を認めることがある。なお、投稿に際しては、法学部専任教員の推薦状を必要とする。
 - ① 法学部非常勤講師
 - ② 法学部客員教員
 - ③ 法学部以外の日本大学専任教員
 - ④ 法学部付置研究所研究員および法学部所属の日本大学研究員
 - ⑤ 法学部校友および法学部関係者で研究業績が認められる者
- (3) 学外の研究者は、法学部専任教員の投稿の共著者となることができる。
- (4) 大学院法学研究科博士後期課程学生は、指導教員の許可を得て『日本法学』に「判例研究」を投稿することができる。
- (5) 前4項の規定にかかわらず、退職記念号および追悼論文集については、別の定めによる。

3. 研究倫理の遵守と権利保護

- (1) 投稿原稿は未発表のものに限る。他誌との二重投稿は認めない。また注釈なく自己の既発表著作と重複する記述をすることは認められない。
- (2) 剥窃、捏造、改ざん等の研究不正を行ってはならない。また投稿原稿については、著作者が適正に表示されていなければならない。
- (3) 研究・調査対象に関する権利保護（資料の使用許諾や個人情報保護に関する同意等）、および翻訳に関する権利について、必要な手続きを投稿前に完了していかなければならない。
- (4) 利益相反に関する倫理を遵守するとともに、利益相反情報を申告しなければならない。
- (5) 機関誌に掲載された著作物の著作権のうち、複製権および公衆送信権を日本大学法学部に譲渡する。ただし、著者自身による複製権および公衆送信権の行使を妨げない。

4. 原稿種別

投稿は以下の種別で受け付ける。

- (1) 論説
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究（『日本法学』のみ）
- (4) 特別講演
- (5) 翻訳
- (6) 資料
- (7) 書評
- (8) 雜報

5. 原稿の作成

- (1) 原稿は、A4用紙に適当な文字数で打ち出す。
- (2) 分量の上限は、文字数で概ね22,000字（刷り上がり約25頁）とする。それを超えるものについては、原則として分割して掲載する。ただし、編集委員会は、他の掲載原稿のページ数を勘案し、その上限の変更を認めることができる。なお半面1ページ大の図表1枚に付き900字を原稿文字数に含めるものとする。
- (3) 連載を前提とする長大な原稿についても、完結分までの完全原稿を投稿するものとする。
- (4) 表題と氏名には、和文表記および欧文表記を併記する。
- (5) 注、参考文献の表記法は、当該分野の慣例に従うものとする。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は、投稿票、要旨（800字程度）と合わせ、デジタルデータで研究事務課に提出する。
デジタルデータは、原則として電子メールの添付ファイルで研究事務課宛に送付する。
- (2) 原則として、投稿締切日を過ぎた原稿は受け付けない。
- (3) 原稿提出後の原稿の差し替えはできない。

7. 審査

別に定める「日本大学法学部機関誌審査要領」に則って行う。

8. 校正

- (1) 執筆者による校正は、原則再校までとする。加筆、訂正は最小限とし、特に再校時に頁数が変わるような加筆や削除は避ける。再校返却の際は、タイトル頁に「校了（または責了）」と明記する。

(2) 校正は1週間程度で返却しなければならない。著しい返却の遅滞は、次号掲載になることもありうる。

以 上

- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (<https://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

- 本誌の受入れに關しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等がございましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町2-3-1
(T E L) 03-5275-8510
(F A X) 03-5275-8537
(E-mail) kenjimu.law@nihon-u.ac.jp

川福米
又森倉
憲一郎
祐

執筆者紹介

日本大学教授
日本大学助教授
日本大学教授

掲載順

機関誌編集委員会

委員長
副委員長

前生杉小小石渡山松原野友高黒加加小大南竹大
田垣本林田橋辺本島山村岡畠滝藤藤野保本岡
琴竜聰勇正徳 雪浩和史英真雅暁美拓健
一理
実絵也明樹孝夫直江介彦仁郎子之子典也悟亨聰

政経研究 第五十九巻第一・二号

令和四年九月二十日 印刷
令和四年九月三十日 発行 非売品

編集責任者 小田 司
日本大学法学会

発行者 日本大学法学会
電話〇三(五一七五)八五三〇番

東京都千代田区神田猿楽町二二一四 A&Xビル
印刷所 株式会社メディオ才
電話〇三(三一九六)八〇八八番

S E I K E I K E N K Y U
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 59 No. 1 · 2 September 2022

~~~~~  
**CONTENTS**  
~~~~~

ARTICLES

- Yonekura Ritsu, *The Question of “Assault” and Journalism in Hiroshima and Nagasaki in the 1990s — Focusing on the “Anti-Nuclear and Peace” Ideas of Takashi Hiraoka and Hitoshi Motojima*
- Kenichiro Fukumori, *Flow of Coordinative Discourse on Health Insurance Policy in the U.S. Congress*
-

TRANSLATION

- Anonym, “*Joseph von Sonnenfels*” translated by Hiroshi Kawamata